

北茨城市地域防災計画

【資料編】

令和6年3月

北 茨 城 市

目次

1	災害対策組織の関係	1
1-1	北茨城市防災会議条例	1
1-2	北茨城市防災会議運営規程	3
1-3	北茨城市防災会議委員一覧表	4
1-4	北茨城市災害対策本部条例	5
1-5	北茨城市災害対策本部条例施行規則	6
1-6	北茨城市災害警戒体制本部設置要綱	13
1-7	北茨城市現地災害対策本部設置要項	16
1-8	北茨城市災害対策本部の腕章・標旗	17
2	災害救助の関係	18
2-1	災害時協定締結一覧	18
2-2	北茨城市防災行政無線管理運用規程	20
2-3	北茨城市防災行政無線局通信運用細則	23
2-4	北茨城市防災倉庫一覧	25
2-5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	26
3	災害危険箇所の関係	30
3-1	土砂災害危険箇所数	30
3-2	土砂災害警戒区域等指定箇所	30
3-3	急傾斜地危険箇所	35
3-4	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	41
3-5	地すべり危険箇所（平成10年調査）	42
3-6	地すべり防止区域指定箇所	43
1	国土交通大臣指定	43
2	農林水産大臣指定	43
3-7	土石流危険溪流	43
3-8	砂防指定地	44
3-9	山地災害危険地区数	46
3-10	山地災害危険地区（民有林）	46
1	山腹崩壊危険地区	46
2	地すべり危険地区	47
3	崩壊土砂流出危険地区	47
3-11	山地災害危険地区（国有林）	49
1	山腹崩壊危険地区	49
2	崩壊土砂流出危険地区	49
3-12	海岸防災林荒廃危険地区（民有林）	49
3-13	県管理河川重要水防箇所（令和5年度）	50
3-14	県管理海岸重要水防箇所（令和5年度）	51
3-15	ダム	52
3-16	主要農業用取水堰、水閘門	52

4	避難の関係	53
4-1	避難場所一覧表	53
4-2	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	55
4-3	北茨城市災害時要援護者登録制度実施要綱	57
5	緊急輸送の関係	59
5-1	臨時ヘリポート等一覧表	59
5-2	臨時ヘリポート設置基準	60
6	災害復旧・復興の関係	62
6-1	北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例	62
6-2	北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	66
6-3	北茨城市災害見舞金等支給条例	70
6-4	北茨城市災害見舞金等支給条例施行規則	71
6-5	北茨城市災害特別融資利子補給金交付要項	72
7	様式集	73
7-1	発信表	73
7-2	配備要員名簿	74
7-3	参集者名簿	75
7-4	配備報告書	76
7-5	り災証明書	77
7-6	り災届出証明交付申請書	79
7-7	被害認定基準	80
7-8	被害等の記録・処理票	81
7-9	火災・災害等即報の様式	82
7-10	自衛隊災害派遣の様式	88
7-11	緊急通行車両の様式	90
7-12	物品受け払い簿	91
7-13	義援金領収書	92

1 災害対策組織の関係

1-1 北茨城市防災会議条例

昭和38年4月30日

条例第4号

最終改正 平成25年条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、北茨城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北茨城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとし、その定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員 2人以内
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員 4人以内
 - (3) 茨城県警察の警察官 1人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
 - (5) 教育長 1人
 - (6) 消防長及び消防団長 2人以内
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 5人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 6人以内
- 6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命をする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

(以下略)

1-2 北茨城市防災会議運営規程

昭和53年5月12日
防災会議規定第1号

(趣旨)

第1条 この規定は、北茨城市防災会議条例（昭和38年北茨城市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、北茨城市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、条例第3条5項第3号の委員のうち次の各号に掲げる者がその職務を代理する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長

2 前項に掲げる者が会長を代理する順位は、同項各号の順序による。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議（以下「会議」という。）の議長となる。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第5条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

2 次の各号に掲げる事項については、会長において専決処分するものとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 北茨城市災害対策本部の設置に関すること。

3 前2項の規定により専決処分したときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 会議の議事録は、事務局において作成する。

2 会議の議事録に署名する委員は、2名とし議長が会議において指名するものとする。

(委員の異動等の報告)

第7条 条例第3条第5項第1号、第2号、第5号及び第6号の委員が勤務所の異動等により変更があったときは、委員である前任者は後任者の職氏名及び異動等年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(以下略)

1-3 北茨城市防災会議委員一覧表

No.	区 分	職 名	備 考
1	会 長	北茨城市長	
2	1号委員	国土交通省日立国道出張所長	
3	〃	海上保安庁茨城海上保安部長	
4	2号委員	茨城県県北県民センター長	
5	〃	〃 日立保健所長	
6	〃	〃 県北農林事務所長	
7	〃	〃 高萩工事事務所長	
8	3号委員	高萩警察署長	
9	4号委員	北茨城市副市長	
10	〃	〃 総務部長	
11	〃	〃 市長公室長	
12	〃	〃 市民福祉部長	
13	〃	〃 環境産業部長	
14	〃	〃 都市建設部長	
15	〃	〃 議会事務局長	
16	〃	〃 教育部長	
17	〃	〃 水道部長	
18	〃	〃 市立病院事務部長	
19	5号委員	〃 教育長	
20	6号委員	〃 消防長	
21	〃	〃 消防団長	
22	7号委員	東日本電信電話株式会社 茨城支店長	
23	〃	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社 日立事務所長	
24	〃	東日本旅客鉄道株式会社 高萩駅長	
25	〃	常陸農業協同組合 代表理事専務	
26	8号委員	北茨城市連合民生委員児童委員協議会長	
27	〃	北茨城市女性連盟会長	
28	〃	茨城大学工学部 都市システム工学科 教授	
29	〃	自主防災組織代表	
30	〃	陸上自衛隊施設学校 施設教導隊長	

1-4 北茨城市災害対策本部条例

昭和38年3月30日条例第5号
最終改正 平成25年条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、北茨城市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をこれに充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(以下略)

1-5 北茨城市災害対策本部条例施行規則

昭和52年12月26日規則第26号
最終改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、北茨城市災害対策本部条例（昭和38年北茨城市条例第5号）第5条の規定に基づき、北茨城市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長及び副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）には市長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）には副市長及び教育長をもって充てる。

(本部等の組織)

第3条 本部及び本部事務局の組織は、別表第1のとおりとする。

(事務分掌)

第4条 本部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(部長の職務)

第5条 部に部長を置き、関係部の長をもって充てる。

2 部長は、本部長及び副本部長を補佐し、部の事務を掌理し、班長を指揮監督する。

3 部長に事故があるときは、あらかじめ部内の班長のうちから部長の指名する職員がその職務を代理する。

(班長の職務)

第6条 班に班長を置き、関係課等の長をもって充てる。

2 班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(本部の設置)

第7条 市長は、次に掲げるときは、本部を設置する。

(1) 市域で震度5弱以上を観測したとき

(2) 気象庁が、震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない地点として市を公表したとき

(3) 市域に津波警報又は大津波警報が発表されたとき

(4) 中規模又は大規模の被害が予想されるとき

(5) 土砂災害警戒情報、大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪の特別警報のいずれかが市域に発表されたとき

(6) キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、市域内に「危険（紫色表示）」又は「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき

(7) 避難指示の発令（警戒レベル4）又は緊急安全確保の発令（警戒レベル5）が検討される災害の発生が予想されるとき

(8) その他市長が必要と認めたとき

(本部会議)

第8条 本部長は、災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、事務局長及び本部長（総務部を除いた各部の長）をもって組織する。

3 事務局長（総務部長）が不在の時は、次の順位で事務局長の事務を行う。

- (1) 市長公室長
- (2) 市民福祉部長
(本部連絡員)

第9条 各部に本部連絡員を置き、各部長が所属班員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、次の事務を担当するものとする。

- (1) 本部長命令及び本部会議決定事項の所属部への伝達又は連絡に関する事。
- (2) 本部長に対する所属部の被害状況及び応急対策実施状況等の報告に関する事。

3 本部連絡員は、本部長の命令により指定された場所に常駐するが、命令がない場合にあつては、本部連絡員のうち1人は本部室又は控室において待機するものとする。

(現地対策本部)

第10条 本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 本部長は、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員から現地災害対策本部長を指名する。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(本部の廃止)

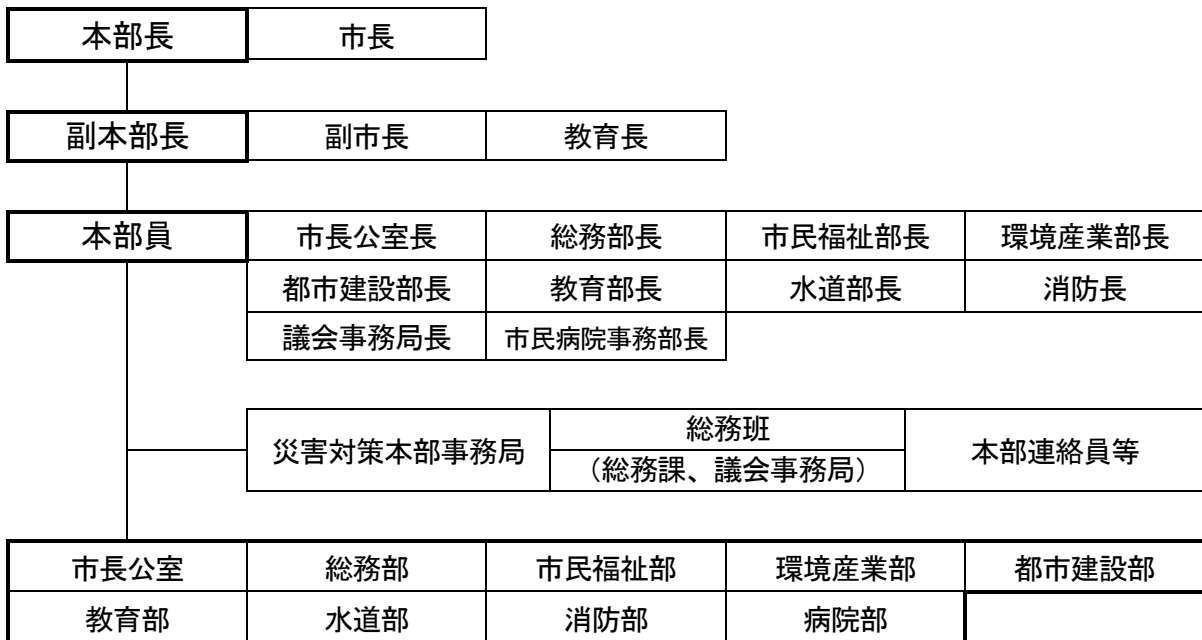
第11条 市長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

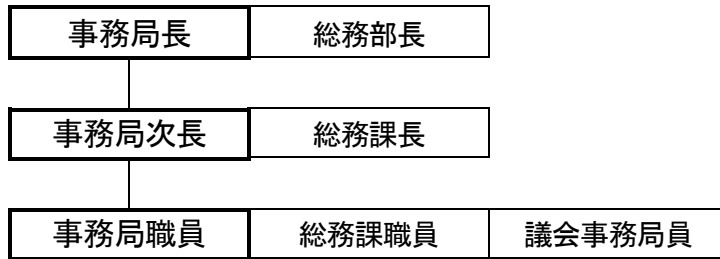
第12条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

(中略)

1 災害対策本部の組織



2 災害対策本部事務局の組織



(注) 総務部長が不在のときは、市長公室長、市民福祉部長の順で事務局長の事務を行う。

別表第2 (第4条関係)
班の編成及び事務分掌

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
市長公室	秘書班	秘書課	●	●	●	○ 本部長の秘書に関すること
				●	●	○ 災害視察等の対応に関すること
	人事班	人事課	●	●	●	○ 職員の動員及びサービスに関すること ○ 職員等の給食に関すること ○ 他自治体等の応援職員の受入れに関すること
			●	●		○ 住民からの通報等の受信に関すること
	企画班	企画政策課	●	●	●	○ 各部の情報収集と集約に関すること ○ 庁内情報システムの維持管理に関すること ○ 災害状況の記録に関すること ○ 報道機関との連絡調整に関すること
					●	○ 災害復興計画の策定に関すること
広報班	まちづくり協働課	●	●	●	○ 広報及び広聴に関すること	
			●		○ 外国人の支援に関すること	
総務部	総務班	総務課 議会事務局	●	●	●	○ 地震・気象状況の監視、警報等の受理・伝達に関すること ○ 災害対策（警戒体制）本部の開設、運営に関すること ○ 本部指令の伝達に関すること ○ 防災無線等の応急対策・通信統制に関すること ○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 県・他市町村・関係団体等への応援要請に関すること ○ 避難情報の発令に関すること ○ 警戒区域の設定に関すること ○ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ○ 車両と燃料の確保、管理に関すること ○ 受援対策に関すること ○ 災害救助法関係事務の総括に関すること ○ 市議会との連絡調整に関すること
			●	●		○ 緊急通行車両の確保・届出に関すること

資料編
1 災害対策組織の関係

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
	財務班	財政課 会計課 監査委員 事務局	●	●	●	○ 災害対策関係予算その他財務に関すること
	調査班	税務課 収納課	●	●	●	○ 家屋等被害の状況調査の取りまとめ、県・関係機関等への報告に関すること ○ 被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること
市民福祉部	市民班	市民課	●	●	●	○ 避難誘導・受入れに関すること
				●		○ 安否情報に関すること
				●	●	○ 被災者台帳の作成に関すること
				●	●	○ 災害相談窓口の運営に関すること
	衛生救護班	健康づくり 支援課 保険年金課	●	●	●	○ 医療救護に関すること ○ 医薬品及び衛生資材の確保に関すること
				●	●	○ 避難所の保健衛生・感染症対策に関すること ○ 食品衛生に関すること ○ 防疫に関すること ○ 避難住民の健康相談・栄養指導に関すること
	福祉班	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課	●	●		○ 要配慮者・避難行動要支援者の支援に関すること ○ 福祉避難所の開設、運営の協力に関すること ○ 社会福祉施設関連の被害調査、応急対策に関すること
			●	●		○ 子育て施設利用者の避難及び安全確保に関すること
			●	●	●	○ 子育て施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
					●	●
環境産業部	農水班	農林水産課 農業委員会 事務局	●	●		○ 山地災害、ため池・農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関すること
				●		○ 食料等の調達の協力に関すること ○ 農林水産関連の被害調査、応急対策に関すること
					●	○ 農林水産関連の復旧対策に関すること
	商工班	商工観光課	●	●	●	○ 食品・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること
			●	●		○ 観光客に対する応急対策に関すること
				●	●	○ 商工業の被害調査、応急対策に関すること
			●	○ 商工業者の復旧支援に関すること		

資料編
1 災害対策組織の関係

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
	環境班	生活環境課	●	●		○ 遺体の安置、埋火葬に関する事
			●	●	●	○ し尿（簡易トイレによる収集・処理を含む。）・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○ し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○ 仮設トイレの配置に関する事
				●	●	○ ペット対策に関する事
都市建設部	建設班	建設課 地籍調査課	●	●	●	○ 市道の交通規制、迂回路の設定等に関する事 ○ 道路のパトロール、被害調査、緊急輸送路の確保、応急・復旧対策に関する事 ○ 土砂災害危険箇所の警戒、応急対策に関する事 ○ 水防活動、救出活動の協力に関する事
				●	●	○ 道路等の障害物撤去に関する事
	都市班	都市計画課	●	●		○ 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 ○ 用地の利用調整（活動拠点、仮置等）に関する事 ○ 公園、市営住宅等の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○ 被災家屋の修理、障害物除去等に関する事 ○ 仮設住宅等の確保、管理に関する事
	下水班	下水道課	●	●	●	○ 下水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事
教育部	教育班	教育総務課 学校教育課 小中学校 学校給食センター	●	●	●	○ 児童生徒等の避難及び安全確保に関する事 ○ 学校等の避難所の開設と管理に関する事 ○ 学校施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○ 応急教育に関する事 ○ 炊き出しに関する事
				●	●	○ 被災した児童⇄生徒等の調査、学用品の調達に関する事
	学習班	生涯学習課 図書館	●	●	●	○ 社会教育施設利用者の避難及び安全確保に関する事 ○ 体育施設の避難所の開設・管理に関する事 ○ 公民館等の避難所の開設・管理の協力に関する事 ○ 臨時ヘリポート等の開設・管理に関する事 ○ 物資集配拠点の開設・管理に関する事 ○ 救援物資の受付・仕分け、避難所等への供給に関する事 ○ 社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事
			●	●		○ 文化財等の被害調査、応急対策に関する事

資料編
1 災害対策組織の関係

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
水道部	業務班	業務課	●	●	●	○ 応急給水に関すること
	施設班	施設課	●	●	●	○ 上水道施設、工業用水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
消防部		消防本部 消防団	●	●	●	○ 消防活動に関すること ○ 水防活動にかんすること ○ 避難誘導に関すること ○ 救急・救助に関すること ○ 県防災ヘリコプターの派遣要請に関すること ○ 遺体の捜索に関すること ○ 危険物に関すること ○ 消防団に関すること
				●	●	○ 火災調査に関すること
病院部		市民病院	●	●	●	○ 医療救護に関すること
	各部・各班共通		●	●	●	○ 所属職員の動員配備に関すること ○ 災害対策（警戒体制）本部事務局との連絡調整に関すること ○ 職員・来庁者の救助・搬送に関すること ○ 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること ○ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ○ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ○ 所掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関すること ○ 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること ○ 所掌事務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○ 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○ 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○ 所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること ○ 他部・他班の応援・協力に関すること ○ その他本部長の命ずる事項に関すること

備考

1 次に掲げる課の課長は、班長となる。

秘書課、人事課、企画政策課、まちづくり協働課、総務課、財政課、税務課、市民課、健康づくり支援課、高齢福祉課、農林水産課、商工観光課、生活環境課、建設課、都市計画課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、業務課、施設課、消防本部総務課、市民病院総務課

- 2 初動、応急及び復旧は次の時期を目安とする。
 - (1) 初動 災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、地震発生後 72 時間程度
 - (2) 応急 被災者の救援及び避難所生活の解消を図る時期で、初動後 1 週間から 1 月程度まで
 - (3) 復旧 生活等を再建する時期で、応急後 1 月から 1 年程度まで

1-6 北茨城市災害警戒体制本部設置要綱

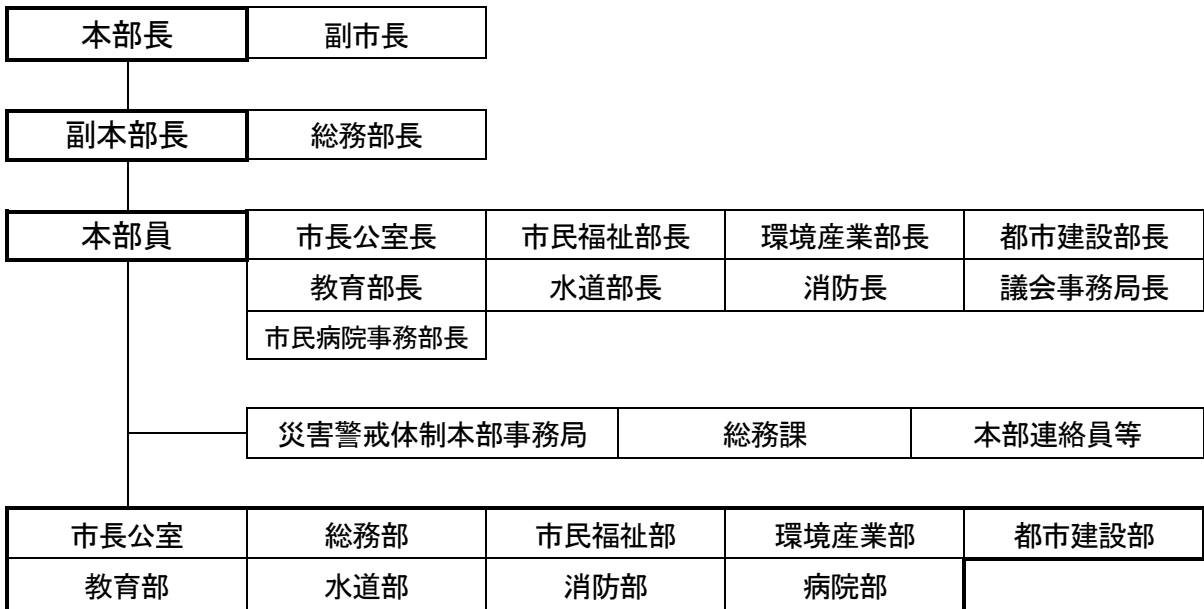
昭和57年6月15日 決定
最終改正 令和4年4月1日

この要綱は、大雨及びがけ崩れにより、小規模な災害が発生するおそれがある場合又は震度4の地震若しくは津波注意報が発令された場合に設置する災害警戒体制本部（以下「本部」という。）の行う応急措置の実施について定めるものとする。

1 本部の組織及び事務分掌

(1) 本部の組織

- ア 本部長には副市長を、副本部長には総務部長をもって充てる。副本部長の不在の時は、市長公室長、市民福祉部長の順位でその任にあたる。
- イ 本部員は次のとおりとする。



(2) 班の編成及び事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
市長公室	秘書班	秘書課	○ 本部長の秘書に関する事
	人事班	人事課	○ 職員の動員及びサービスに関する事 ○ 職員等の給食に関する事
	企画班	企画政策課	○ 住民からの通報等の受信に関する事 ○ 各部の情報収集と集約に関する事
	広報班	まちづくり 協働課	○ 広報、広聴に関する事 ○ 外国人の支援に関する事

資料編
1 災害対策組織の関係

部	班	担当課	事務分掌
総務部	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・気象状況の監視、警報等の受理・伝達に関する こと ○ 災害警戒体制本部の開設、運営に関すること ○ 防災無線等の応急対策・通信統制に関すること ○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 避難情報の発令に関すること
市民福祉部	市民班	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導・受入れに関すること ○ 安否情報に関すること ○ 災害相談窓口の運営に関すること
	福祉班	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者・避難行動要支援者の支援に関すること ○ 子育て施設利用者の避難及び安全確保に関すること
環境産業部	農水班	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山地災害、ため池・農業用水路のはん濫等の警戒、二 次災害防止に関すること
	商工班	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客に対する応急対策に関すること
都市建設部	建設班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市道の交通規制、迂回路の設定等に関すること ○ 道路のパトロール、応急対策に関すること ○ 土砂災害危険箇所の警戒、応急対策に関すること ○ 水防活動、救出活動の協力に関すること
	下水班	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
教育部	教育班	教育総務課 学校教育課 小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒等の避難及び安全確保に関すること ○ 学校等の避難所の開設と管理に関すること
	学習班	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育施設利用者の避難及び安全確保に関すること ○ 体育施設の避難所の開設・管理に関すること ○ 公民館等の避難所の開設・管理の協力に関すること
水道部	施設班	施設課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設、工業用水道施設の被害調査、応急・復旧 対策に関すること
消防部	—	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 避難誘導に関すること ○ 救急・救助に関すること ○ 危険物に関すること ○ 消防団に関すること
各部・各班共通			<ul style="list-style-type: none"> ○ 所属職員の動員配備に関すること ○ 災害警戒体制本部事務局との連絡調整に関すること ○ 職員・来庁者の救助・搬送に関すること ○ 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する こと

資料編
1 災害対策組織の関係

部	班	担当課	事務分掌
			<ul style="list-style-type: none">○ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事○ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事○ 所掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関する事○ 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事○ 所掌事務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関する事○ 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関する事○ 他部・他班の応援・協力に関する事○ その他本部長の命ずる事項に関する事

2 設置基準

市長又は副市長は、次の場合に本部を設置するものとする。

- ① 市域で震度4を観測したとき
- ② 市域に津波注意報が発表されたとき
- ③ 小規模の被害が予想される時
- ④ 大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮警報が発表されたとき
- ⑤ 大雨特別警報が隣接市町村に発表され、市長又は副市長が必要と認めたとき
- ⑥ キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP））により、市域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき
- ⑦ 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される時
- ⑧ その他市長又は副市長が必要と認めたとき

1-7 北茨城市現地災害対策本部設置要項

平成9年3月31日
告示第15号

(趣旨)

第1条 この要項は、北茨城市災害対策本部条例（昭和38年北茨城市条例第5号）第5条の規定に基づき、北茨城市現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(現地災害対策本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、必要があるときは現地災害対策本部を置き、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他職員を指名する。

(事務分掌)

第3条 現地災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

現地災害対策本部長 災害現場の指揮に関すること

現地災害対策本部員 災害状況の本部協議及び本部報告に関すること

その他職員 災害状況に応じ現地災害対策本部長の指揮に従うこと

(現地災害対策本部の廃止)

第4条 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、本部長に報告し現地災害対策本部を廃止するものとする。

(委任)

第5条 この要項に定めるもののほか、現地災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(以下略)

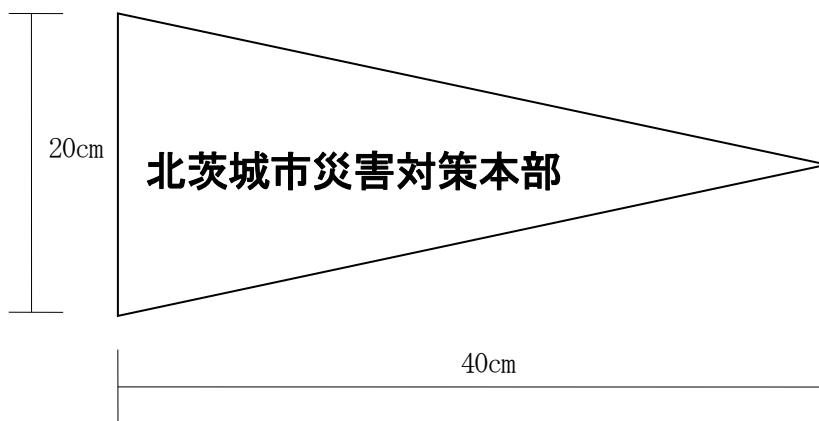
1-8 北茨城市災害対策本部の腕章・標旗

(1) 腕章



- (注) 1 色は、白地に黒文字とする。
2 副本部長、本部員は、上記様式中「本部長」を「副本部長」、「本部員」とする。

(2) 標旗



2 災害救助の関係

2-1 災害時協定締結一覧

協定締結日	応援種別	締結先
S54. 9. 28	消防相互応援	福島県東白川郡塙町
H 5. 10. 27	災害時医療救護活動協力	多賀医師会
H 6. 4. 1	災害時相互応援	茨城県内市町村
H 7. 11. 1	災害時相互応援	三市一町（日立市・高萩市・十王町（現日立市））
H 7. 12. 1	消防相互応援	福島県いわき市
H 7. 12. 27	災害時相互応援	福島県東白川郡塙町
H 8. 1. 16	水道相互応援	福島県いわき市
H 8. 1. 31	災害時相互応援	長野県中野市
H10. 5. 11	災害時相互応援	常磐三市（いわき市・高萩市）
H14. 4. 12	災害時相互応援	茨城県鹿島郡波崎町（現神栖市）
H21. 2. 23	災害時復旧協力	北茨城市建設業親交会
H22. 3. 18	災害時支援協力	茨城ひたち農業協同組合（常陸農業協同組合）
H23. 1. 31	災害時支援協力	(株)サンユーストアー
H23. 1. 31	災害時支援協力	(株)マルト
H23. 1. 31	災害時支援協力	(株)ヨークベニマル
H23. 1. 31	災害時支援協力	(株)カインズ
H23. 1. 31	災害時支援協力	NPO法人コメリ災害対策センター
H23. 6. 13	災害時情報交換	国土交通省関東地方整備局
H23. 7. 12	災害時相互応援	石油基地自治体協議会加盟団体
H23. 11. 24	災害時支援協力	(株)利根コカ・コーラボトリング コカ・コーライーストジャパン(株)
H24. 2. 28	災害時相互応援	坂東市、河内町
H24. 5. 25	災害時相互応援	千葉県浦安市
H24. 6. 20	災害時相互応援	鹿児島県南さつま市
H25. 2. 22	災害時相互応援	千葉県四街道市
H25. 5. 16	災害時相互応援	静岡県小山町
H25. 5. 16	災害時緊急救援輸送	茨城県トラック協会県北支部
H25. 7. 12	災害時相互応援	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体
H25. 11. 6	災害時相互応援	神奈川県小田原市
H25. 12. 12	災害時支援協力	水戸信用金庫 磯原支店
H26. 1. 23	災害時歯科医療活動協力	北茨城歯科医師会
H26. 8. 27	災害時物資供給支援	(株)アクティオ茨城支店
H26. 8. 27	災害時物資供給支援	(株)レンタルのニッケン日立営業所

資料編
2 災害救助の関係

協定締結日	応援種別	締結先
H26. 8. 27	災害時支援協力	大津港水産加工業協同組合
H26. 8. 27	災害時医療救護活動協力	北茨城市薬剤師会
H27. 9. 29	災害時支援協力	茨城コープ生活協同組合
H27. 9. 29	災害時支援協力	茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部北茨城部会
H28. 10. 21	災害時相互応援	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体（さしま環境管理事務組合）
H28. 10. 21	災害時相互応援	境町
H28. 10. 21	災害時相互応援	五霞町
H28. 10. 21	災害時相互応援	古河市
H29. 2. 27	災害時相互応援	(株)茨城放送
H29. 7. 4	災害時支援協力	日本郵便(株)
H30. 3. 6	災害時支援協力	高萩警察署
H30. 4. 25	広域避難協定	高萩市
H30. 4. 27	社会貢献型電柱広告	東電タウンプランニング
H31. 3. 7	災害時情報発信等	ヤフー(株)
R 4. 1. 14	災害時支援協力	浅草ハム(株)関東工場
R 4. 1. 28	災害時支援協力	東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社
R 4. 3. 25	災害時支援協力	千代田開発観光(株) (茨城パシフィックカントリー倶楽部)
R 4. 3. 29	災害時支援協力	茨城ドローンスクール (株)北茨城自動車学校)
R 4. 5. 13	災害時支援協力	山口産業(株)
R 4. 9. 15	災害時支援協力	一般社団法人日本ムービングハウス協会

2-2 北茨城市防災行政無線管理運用規程

平成元年4月1日

訓令第6号

最終改正 令和5年4月訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、北茨城市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の設置並びに管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動し、又は特定しない地点に停止して運用する車載型又は可搬型の無線局をいう。
- (4) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(無線局の設置)

第3条 無線局の呼出名称及び設置の場所は、別に定める。

(統制管理者)

第4条 無線局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者には、総務部長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局の管理及び運用を統制する。

(管理責任者及び副管理責任者)

第5条 無線局に、管理責任者及び副管理責任者を置く。

- 2 管理責任者には、総務課長、副管理責任者には、課長補佐及び係長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、統制管理者の命を受け、無線局の管理及び運用に関する業務を統括する。
- 4 副管理責任者は、管理責任者を補佐し、無線局の管理及び運用に関する業務を掌理する。

(通信取扱責任者)

第6条 基地局に、通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名した者をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用に係る業務を指揮する。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 統制管理者は、無線局の運用体制に見合う員数を無線従事者として配置するものとする。

- 2 統制管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。
- 3 統制管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、当該操作の状況を無線業務日誌（様式第2号）に記載するものとする。

- 2 基地局に配属された無線従事者は、通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに法を遵守し、操作を行うものとする。

(運用時間)

第10条 無線局の運用時間は、常時とする。

(通信時間)

第11条 通信時間は、1回につき、原則として5分以内とする。

(通信の種別)

第12条 通信の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通信 災害その他特に緊急を要するとき。
- (2) 一斉通信 2以上の無線局に対して同時又は一方的に行う通信をいう。
- (3) 個別通信 無線局間において個別に行う通信をいう。

(通信の制限)

第13条 統制管理者は、災害その他特に緊急を要するときは、通信を制限し、これを統制することができる。

2 通信の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一斉通信

ア 統制管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部において、すべての通信を制限することができる。

イ 統制管理者は、平常時において特に必要があると認めるときは、すべての通信を制限することができる。

(2) 個別通信

統制管理者は、特に必要があると認めるときは、個別の通信を制限することができる。

(業務書類等の管理)

第14条 管理責任者は、法第60条に定める時計、無線検査簿、無線業務日誌、免許状、電波法令集、無線局免許申請書及び変更申請書の添付書類の写し、無線従事者選(解)任届書等の添付書類の写しを保管しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第15条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げるところにより保守点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検
- (2) 毎月点検
- (3) 毎年点検

2 保守点検の責任者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 毎日及び毎月点検 管理責任者
- (2) 毎年点検 統制管理者

3 点検項目は、次の定めるとおりとする。

- (1) 毎日点検 無線業務日誌(様式第2号)
- (2) 毎月点検 無線局月点検記録簿(様式第3号)
- (3) 毎年点検 無線局年点検簿(様式第4号)

4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

(通信訓練)

第16条 統制管理者は、災害時等に適正かつ円滑に対応するため毎年1回以上通信訓練を実施

するものとする。

(研修)

第17条 統制管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法令及び運用等の研修を行うものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(以下略)

2-3 北茨城市防災行政無線局通信運用細則

平成元年4月1日

告示第14号

最終改正 平成16年告示第25号

(趣旨)

第1条 この細則は、北茨城市防災行政無線局管理運用規程（平成元年北茨城市訓令第6号）第18条の規定に基づき、北茨城市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の通信の運用を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

(無線局の設置)

第2条 無線局の呼出名称及び設置の場所は、別表のとおりとする。

(通信事項)

第3条 無線局は、災害その他の非常事態に対処するため通信を行うことを優先し、平常時においては、一般行政の円滑な推進を図るための通信を行うものとする。

(通信の原則)

第4条 無線通信を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 必要のない無線通信は、行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にしなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて通信してはならない。

(発射前の措置)

第6条 無線局は、相手局を呼出そうとするときは、電波を発射する前に、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

2 前項の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

(呼出し)

第7条 無線通信の要領は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 呼出しは、次の事項を順次送信する。
 - ア 相手の呼出名称 3回以下
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局の呼出名称 3回以下
- (2) 無線局は、自局の呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- (3) 応答は、次の事項を順次送信する。
 - ア 相手局の呼出名称 3回以下
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局の呼出名称 1回

(不確実な呼出しに対する応答)

第8条 自局の呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

2 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不明確なときは「だれか、こちらを呼びましたか。」と直ちに応答し、呼出局の呼出名称を確認しなければならない。

(時計の備付けとその照合)

第9条 無線局には、正確な時計を備付け、毎日1回以上、中央標準時に照合しておかなければならない。

(中略)

表 (第2条関係)

無線局の種別	呼出名称	設置場所	備考
基地局	ぼうさいきたいばらき	総務課	主制御装置
陸上移動局	きたいばらき 1	〃	車載・可搬型
〃	〃 2	建設課	〃
〃	〃 3	農林水産課	〃
〃	〃 4	市民課	〃
〃	〃 5	施設課	〃
〃	〃 6	総務課	〃
〃	〃 7	建設課	〃
〃	〃 8	総務課	〃
〃	〃 9	建設課	車載型
〃	〃 10	農林水産課	〃
〃	〃 11	高齢福祉課	〃
〃	〃 12	施設課	〃
〃	〃 13	〃	〃
〃	〃 14	〃	〃
〃	〃 15	総務課	〃
〃	〃 501	〃	可搬型
〃	〃 502	〃	〃
〃	〃 503	〃	〃
〃	〃 504	〃	〃
〃	〃 505	〃	〃
〃	〃 506	施設課	〃
〃	〃 507	〃	〃

2-4 北茨城市防災倉庫一覧

倉庫の名称	設置箇所	所在地	備蓄用途	構造	備考
防災倉庫	市庁舎敷地内	磯原町磯原 1630 番地	主な非常 用品	鉄骨2階 133.16 m ²	平成8年 新築
防災倉庫	複合防災センター	磯原町磯原 1612 番地1	主な非常 用品	木造平屋 102.53 m ²	令和3年 設置
防災資機材倉庫	市庁舎敷地内	磯原町磯原 1630 番地	防災資機 材	鉄骨平屋 77 m ²	平成16年 新築
水防倉庫	消防本部庁舎 敷地内	磯原町磯原 2496-1	水防用資 機材	コンテナ 13.33 m ²	平成28年 設置
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	平潟小学校	平潟町 1077 番地	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	大津小学校	大津町 2301 番地14	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	常北中学校	大津町 2448 番地	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	関南小学校	関南町神岡下 172 番地	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	関南多目的集会所	関南町関本下 674 番地	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	市民体育館	磯原町磯原 1630 番地の9	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	華川町公民館	華川町小豆畑 912 番地の2	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	関本多目的集会所	関本町関本上 582 番地の1	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	中郷多目的集会所	中郷町上桜井 844 番地の1	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	中郷第二小学校	中郷町小野矢指 720 番地3	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	平成24年 新築
非常時トイレ 兼備蓄倉庫	中郷ふるさとコミュ ニティセンター	中郷町栗野 220 番地2	主な非常 用品	木造平屋建 19.97 m ²	令和2年 新築
防災倉庫	市庁舎敷地内	磯原町磯原 1630 番地	主な非常 用品	鉄骨2階 137.97 m ²	平成25年 新築
備蓄倉庫	生涯学習センター内	関本町福田 297-1 番地	主な非常 用品	鉄骨2階 45 m ² (倉庫床面積)	平成29年 設置
備蓄倉庫	磯原地区公園 クラブハウス内	磯原町磯原 1206-1 番地	主な非常 用品	木造2階 2.9 m ² (倉庫床面積)	平成29年 設置

2-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(令和5年度)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込。税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に協議を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸あたり 6,775,000円以内 3 建設型応急仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として基本額以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間2年以内
		○ 賃貸型応急仮設住宅 1 規模 建設型応急仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急仮設住宅と同様。

資料編
2 災害救助の関係

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考				
炊き出しその他による食品の供与	避難所に収容された者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分		1人世帯	2人世帯			3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
		全焼 全壊 流出	夏季	19,200	24,600			36,500	43,600	55,200	8,000
			冬季	31,800	41,100			57,200	66,900	84,300	11,600
		半焼 半壊 床上浸水	夏季	6,300	8,400			12,600	15,400	19,400	2,700
冬季	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700				
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 50,000円以内				災害発生の日から3カ月以内					

資料編
2 災害救助の関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	1 世帯当たり ○ 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ○ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	(国の災害対策本部が設置された災害においては、6カ月以内)	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力がある者に対して貸与するものであること。	生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額とすること。 1 生業費 1件当たり30,000円 2 就職支度費 1件当たり15,000円	災害発生の日から1カ月以内に完了	1 貸与期間：2年以内 2 利子：無利子
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書)1カ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上)219,100円以内 小人(12歳未満)175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内(一時保存) ○ 既存建物借上費通常の実費 ○ 既存建物以外 1体当たり5,500円以内 救護班以外の検案は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	

資料編
2 災害救助の関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ○ 避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 ○ 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	茨城県災害救助法施行細則により定める額 1人1日当たり 医師及び歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,100円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,400円以内 救急救命士 15,200円以内 土木技術者及び建築技術者 16,200円以内 大工 27,000円以内 左官 27,600円以内 とび職 27,000円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 災害危険箇所の関係

3-1 土砂災害危険箇所数

市町村名	土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所			
	I	II	III	計	I	II	III	計	I	II	III	計
北茨城市	6	8		14	103	69	1	173	5			5

※土砂災害危険箇所：国の要領に基づき県が平成9年度から12年度の間実施した調査によって抽出した箇所

危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家5戸以上等（5戸未満であっても官公署，学校，病院，社会福祉施設等の災害時要援護者施設等のある箇所を含む）を含む箇所

危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家1～4戸を含む箇所

危険箇所Ⅲ：被害想定区域内に人家はないが，今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

3-2 土砂災害警戒区域等指定箇所

（令和4年3月1日現在）

No.	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	浜道-1	○	○	急傾斜地の崩壊
2	浜道-4	○	○	急傾斜地の崩壊
3	井戸ノ入-11	○	○	急傾斜地の崩壊
4	北町-11	○	○	急傾斜地の崩壊
5	北町-10	○	○	急傾斜地の崩壊
6	北町-9	○	○	急傾斜地の崩壊
7	下小津田-4	○	○	急傾斜地の崩壊
8	上相田	○	○	急傾斜地の崩壊
9	木皿-2	○	○	急傾斜地の崩壊
10	木皿-4	○	○	急傾斜地の崩壊
11	黒浦-1	○	○	急傾斜地の崩壊
12	黒浦-3	○	○	急傾斜地の崩壊
13	本町-1	○	○	急傾斜地の崩壊
14	本町-2	○	○	急傾斜地の崩壊
15	本町-4	○	○	急傾斜地の崩壊
16	本町-6	○	○	急傾斜地の崩壊
17	本町-9	○	○	急傾斜地の崩壊
18	本町-11	○	○	急傾斜地の崩壊
19	本町-12	○	○	急傾斜地の崩壊

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
20	本町-13	○	○	急傾斜地の崩壊
21	本町-14	○	○	急傾斜地の崩壊
22	井戸ノ入-1	○	○	急傾斜地の崩壊
23	井戸ノ入-2	○		急傾斜地の崩壊
24	井戸ノ入-3	○	○	急傾斜地の崩壊
25	井戸ノ入-5	○	○	急傾斜地の崩壊
26	井戸ノ入-7	○	○	急傾斜地の崩壊
27	東-1	○	○	急傾斜地の崩壊
28	東-2	○	○	急傾斜地の崩壊
29	東-3	○	○	急傾斜地の崩壊
30	蛭田-1	○	○	急傾斜地の崩壊
31	大原内-1	○	○	急傾斜地の崩壊
32	大原内-2	○	○	急傾斜地の崩壊
33	大原内-3	○	○	急傾斜地の崩壊
34	東町-1	○		急傾斜地の崩壊
35	東町-2	○		急傾斜地の崩壊
36	東町-3	○	○	急傾斜地の崩壊
37	東町-4	○	○	急傾斜地の崩壊
38	清水町	○	○	急傾斜地の崩壊
39	富岡	○	○	急傾斜地の崩壊
40	中町-1	○	○	急傾斜地の崩壊
41	中町-2	○	○	急傾斜地の崩壊
42	西町-2	○	○	急傾斜地の崩壊
43	西町-3	○	○	急傾斜地の崩壊
44	西町-4	○	○	急傾斜地の崩壊
45	西町-5	○	○	急傾斜地の崩壊
46	西町-9	○	○	急傾斜地の崩壊
47	西町-10	○	○	急傾斜地の崩壊
48	西町-11	○	○	急傾斜地の崩壊
49	西町-12	○	○	急傾斜地の崩壊
50	北町-1	○	○	急傾斜地の崩壊
51	北町-2	○	○	急傾斜地の崩壊
52	北町-3	○	○	急傾斜地の崩壊
53	北町-4	○	○	急傾斜地の崩壊
54	北町-5	○	○	急傾斜地の崩壊
55	宮下-2	○	○	急傾斜地の崩壊
56	東宮下	○	○	急傾斜地の崩壊
57	関本中-1	○	○	急傾斜地の崩壊

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
58	関本中-2	○	○	急傾斜地の崩壊
59	関本中-3	○	○	急傾斜地の崩壊
60	関本中-4	○	○	急傾斜地の崩壊
61	福田	○		急傾斜地の崩壊
62	富士ヶ丘	○	○	急傾斜地の崩壊
63	関本下	○	○	急傾斜地の崩壊
64	関南	○	○	急傾斜地の崩壊
65	湯網-2	○	○	急傾斜地の崩壊
66	湯網-3	○	○	急傾斜地の崩壊
67	磯原-1	○	○	急傾斜地の崩壊
68	磯原-2	○	○	急傾斜地の崩壊
69	磯原-3	○	○	急傾斜地の崩壊
70	磯原-5	○	○	急傾斜地の崩壊
71	磯原-6	○	○	急傾斜地の崩壊
72	磯原-7	○		急傾斜地の崩壊
73	白場	○	○	急傾斜地の崩壊
74	豊田	○	○	急傾斜地の崩壊
75	木皿	○	○	急傾斜地の崩壊
76	岩崎-1	○	○	急傾斜地の崩壊
77	岩崎-2	○	○	急傾斜地の崩壊
78	雁の倉	○	○	急傾斜地の崩壊
79	西明寺	○	○	急傾斜地の崩壊
80	下小津田	○	○	急傾斜地の崩壊
81	上小津田	○	○	急傾斜地の崩壊
82	小豆畑-1	○	○	急傾斜地の崩壊
83	小豆畑-2	○	○	急傾斜地の崩壊
84	小野矢指	○	○	急傾斜地の崩壊
85	石岡-1	○	○	急傾斜地の崩壊
86	日棚-1	○	○	急傾斜地の崩壊
87	日棚-2	○	○	急傾斜地の崩壊
88	日棚-3	○	○	急傾斜地の崩壊
89	日棚-4	○	○	急傾斜地の崩壊
90	松井	○	○	急傾斜地の崩壊
91	石岡-2	○	○	急傾斜地の崩壊
92	磯原-8	○	○	急傾斜地の崩壊
93	関本上	○	○	急傾斜地の崩壊
94	本町	○	○	急傾斜地の崩壊
95	浜道-2	○	○	急傾斜地の崩壊

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
96	井戸ノ入-10	○	○	急傾斜地の崩壊
97	井戸ノ入-12	○	○	急傾斜地の崩壊
98	西町-13	○	○	急傾斜地の崩壊
99	小豆畑-3	○	○	急傾斜地の崩壊
100	磯原-9	○	○	急傾斜地の崩壊
101	湯網-1	○	○	急傾斜地の崩壊
102	無名沢 1	○		土石流
103	大塚川	○		土石流
104	西明寺川 2	○	○	土石流
105	峰岸川	○	○	土石流
106	水沼沢	○	○	土石流
107	家の前沢	○	○	土石流
108	本町-15	○		急傾斜地の崩壊
109	富士ヶ丘-1	○	○	急傾斜地の崩壊
110	汐見ヶ丘	○	○	急傾斜地の崩壊
111	浜道-3	○	○	急傾斜地の崩壊
112	井戸ノ入-9	○	○	急傾斜地の崩壊
113	井戸ノ入-13	○	○	急傾斜地の崩壊
114	井戸ノ入-14	○	○	急傾斜地の崩壊
115	大原内-4	○	○	急傾斜地の崩壊
116	大原内-5	○	○	急傾斜地の崩壊
117	関本中-5	○	○	急傾斜地の崩壊
118	北町-8	○	○	急傾斜地の崩壊
119	北町-7	○	○	急傾斜地の崩壊
120	北町-6	○	○	急傾斜地の崩壊
121	西町-16	○	○	急傾斜地の崩壊
122	西町-14	○	○	急傾斜地の崩壊
123	西町-15	○	○	急傾斜地の崩壊
124	海洋台-2	○	○	急傾斜地の崩壊
125	海洋台-1	○	○	急傾斜地の崩壊
126	海洋台-3	○	○	急傾斜地の崩壊
127	関本中-6	○	○	急傾斜地の崩壊
128	関本中-7	○	○	急傾斜地の崩壊
129	福田-2	○	○	急傾斜地の崩壊
130	関南-2	○	○	急傾斜地の崩壊
131	関南-3	○	○	急傾斜地の崩壊
132	関本下-2	○	○	急傾斜地の崩壊
133	関本下-3	○	○	急傾斜地の崩壊

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
134	関本下-4	○	○	急傾斜地の崩壊
135	関本下-5	○	○	急傾斜地の崩壊
136	神岡下-1	○	○	急傾斜地の崩壊
137	神岡下-2	○	○	急傾斜地の崩壊
138	神岡下-3	○	○	急傾斜地の崩壊
139	神岡下-4	○	○	急傾斜地の崩壊
140	神岡下-5	○	○	急傾斜地の崩壊
141	神岡下-6	○	○	急傾斜地の崩壊
142	神岡下-7	○	○	急傾斜地の崩壊
143	関本上-2	○	○	急傾斜地の崩壊
144	関本上-3	○	○	急傾斜地の崩壊
145	関本上-4	○	○	急傾斜地の崩壊
146	富士ヶ丘-2	○	○	急傾斜地の崩壊
147	富士ヶ丘-3	○	○	急傾斜地の崩壊
148	下小津田-2	○	○	急傾斜地の崩壊
149	下小津田-3	○	○	急傾斜地の崩壊
150	下小津田-2	○	○	急傾斜地の崩壊
151	下小津田-3	○	○	急傾斜地の崩壊
152	下小津田-4	○	○	急傾斜地の崩壊
153	下小津田-5	○	○	急傾斜地の崩壊
154	下小津田-6	○	○	急傾斜地の崩壊
155	小豆畑-4	○	○	急傾斜地の崩壊
156	小豆畑-5	○	○	急傾斜地の崩壊
157	小豆畑-6	○	○	急傾斜地の崩壊
158	小豆畑-7	○	○	急傾斜地の崩壊
159	駒木-1	○	○	急傾斜地の崩壊
160	白場-2	○	○	急傾斜地の崩壊
161	木皿-1	○	○	急傾斜地の崩壊
162	木皿-3	○	○	急傾斜地の崩壊
163	大-1	○	○	急傾斜地の崩壊
164	大-2	○	○	急傾斜地の崩壊
165	大-3	○	○	急傾斜地の崩壊
166	西明寺-4	○	○	急傾斜地の崩壊
167	西明寺-2	○	○	急傾斜地の崩壊
168	西明寺-3	○	○	急傾斜地の崩壊
169	雁の倉-2	○	○	急傾斜地の崩壊
170	雁の倉-3	○	○	急傾斜地の崩壊
171	雁の倉-4	○	○	急傾斜地の崩壊

資料編
3 災害危険箇所との関係

No.	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
172	松井-2	○	○	急傾斜地の崩壊
173	松井-3	○	○	急傾斜地の崩壊
174	松井-4	○	○	急傾斜地の崩壊
175	栗野	○	○	急傾斜地の崩壊
176	日棚	○	○	急傾斜地の崩壊
177	浜道-4	○	○	急傾斜地の崩壊
178	井戸ノ入-8	○	○	急傾斜地の崩壊
179	西明寺川 1	○	○	土石流
180	坪の沢 1	○	○	土石流
181	坪の沢 2	○	○	土石流
182	腰越沢 1	○	○	土石流
183	腰越沢 2	○	○	土石流
184	保田沢 2	○	○	土石流
185	保田沢 1	○	○	土石流
186	無名沢 2	○	○	土石流
187	中妻	○		地滑り
188	関南	○		地滑り
189	峰岸下	○		地滑り
190	根岸	○		地滑り
191	上小津田	○		地滑り

3-3 急傾斜地危険箇所

No.	箇所 番号	箇所 分類	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
					大字	小字				
1	215-I-007	I	自然斜面	浜道-1	平潟町	浜道	200	40	12	7
2	215-I-009	I	自然斜面	浜道-4	平潟町	浜道	150	40	10	12
3	215-I-012	I	自然斜面	井戸ノ入 -11	平潟町	井戸ノ入	250	35	10	6
4	215-I-018	I	自然斜面	北町-11	大津町	北町	170	35	22	5
5	215-I-019	I	自然斜面	北町-10	大津町	北町	90	60	12	6
6	215-I-020	I	自然斜面	北町-9	大津町	北町	200	50	10	8
7	215-I-054	I	自然斜面	下小津田 -4	華川町	下小津田	100	30	30	5
8	215-I-065	I	自然斜面	駒木-2	華川町	臼場 駒木	80	30	15	5
9	215-I-070	I	自然斜面	上相田	磯原町	上相田	120	40	25	5
10	215-I-074	I	人工斜面	木皿-4	磯原町	木皿	220	30	14	8
11	215-I-072	I	自然斜面	木皿-2	磯原町	木皿	170	40	14	8

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所番号	箇所分類	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
					大字	小字				
12	215-I-089	I	自然斜面	黒浦-1	平潟町	黒浦	450	67	15	7
13	215-I-090	I	自然斜面	黒浦-3	平潟町	黒浦	350	73	22	39
14	215-I-091	I	自然斜面	本町-1	平潟町	本町	350	86	16	23
15	215-I-092	I	自然斜面	本町-2	平潟町	本町	400	80	14	8
16	215-I-093	I	自然斜面	本町-4	平潟町	本町	300	70	16	9
17	215-I-094	I	自然斜面	本町-6	平潟町	本町	200	75	18	8
18	215-I-095	I	自然斜面	本町-9	平潟町	本町下	480	73	23	72
19	215-I-096	I	自然斜面	本町-11	平潟町	本町	143	63	15	15
20	215-I-097	I	自然斜面	本町-12	平潟町	本町	205	71	14	17
21	215-I-098	I	自然斜面	本町-13	平潟町	本町	200	51	6	10
22	215-I-099	I	自然斜面	本町-14	平潟町	本町	47	62	23	10
23	215-I-100	I	自然斜面	井戸ノ入-1	平潟町	井戸ノ入	450	78	23	46
24	215-I-101	I	自然斜面	井戸ノ入-2	平潟町	井戸ノ入	110	72	10	15
25	215-I-102	I	自然斜面	井戸ノ入-3	平潟町	井戸ノ入	143	68	14	5
26	215-I-103	I	自然斜面	井戸ノ入-5	平潟町	井戸ノ入	440	73	19	14
27	215-I-104	I	自然斜面	井戸ノ入-7	平潟町	井戸ノ入	360	76	30	68
28	215-I-105	I	自然斜面	東-1	平潟町	東町	220	73	25	40
29	215-I-106	I	自然斜面	東-2	平潟町	東町	490	72	30	98
30	215-I-107	I	自然斜面	東-3	平潟町	東町	300	73	29	18
31	215-I-108	I	自然斜面	蛭田-1	平潟町	蛭田	250	65	13	5
32	215-I-109	I	自然斜面	大原内-1	平潟町	大原内	70	80	13	5
33	215-I-110	I	自然斜面	大原内-2	平潟町	大原内	64	66	17	10
34	215-I-111	I	自然斜面	大原内-3	平潟町	大原内	180	40	20	5
35	215-I-112	I	自然斜面	東町-1	大津町	東町	87	75	11	12
36	215-I-113	I	自然斜面	東町-2	大津町	東町	129	74	10	16
37	215-I-114	I	自然斜面	東町-3	大津町	東町	460	90	12	16
38	215-I-115	I	自然斜面	東町-4	大津町	東町	150	78	6	13
39	215-I-116	I	自然斜面	清水町	大津町	清水町	120	82	6	7
40	215-I-117	I	自然斜面	富岡	大津町	富岡	360	65	18	70
41	215-I-118	I	自然斜面	中町-1	大津町	中町	137	87	20	24
42	215-I-119	I	自然斜面	中町-2	大津町	中町	110	78	22	28
43	215-I-120	I	自然斜面	西町-1	大津町	西町	60	40	5	6
44	215-I-121	I	自然斜面	西町-2	大津町	西町	60	70	5	5
45	215-I-122	I	自然斜面	西町-3	大津町	西町	270	55	16	27
46	215-I-123	I	自然斜面	西町-4	大津町	西町	146	67	26	40

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所番号	箇所分類	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
					大字	小字				
47	215-I-124	I	自然斜面	西町-5	大津町	西町	220	37	15	32
48	215-I-125	I	自然斜面	西町-9	大津町	西町	150	63	13	20
49	215-I-126	I	自然斜面	西町-10	大津町	西町	110	55	16	9
50	215-I-127	I	自然斜面	西町-11	大津町	西町	35	45	6	6
51	215-I-128	I	自然斜面	西町-12	大津町	西町	75	77	8	6
52	215-I-129	I	自然斜面	北町-1	大津町	北町	630	65	8	24
53	215-I-130	I	自然斜面	北町-2	大津町	北町	190	55	25	5
54	215-I-131	I	自然斜面	北町-3	大津町	北町	130	45	14	5
55	215-I-132	I	自然斜面	北町-4	大津町	北町	370	55	12	17
56	215-I-133	I	自然斜面	北町-5	大津町	北町	300	40	20	19
57	215-I-134	I	自然斜面	宮下-2	大津町	宮下	90	73	11	10
58	215-I-135	I	自然斜面	東宮下	大津町	宮下	120	63	8	15
59	215-I-136	I	自然斜面	関本中-1	関本町	関本中	280	60	15	11
60	215-I-137	I	自然斜面	関本中-2	関本町	関本中	30	48	11	2
61	215-I-138	I	自然斜面	関本中-3	関本町	関本中	90	57	6	2
62	215-I-139	I	自然斜面	関本中-4	関本町	関本中	260	35	20	11
63	215-I-140	I	自然斜面	福田	関本町	福田	100	53	17	0
64	215-I-141	I	自然斜面	富士ヶ丘	関本町	富士ヶ丘	130	72	12	6
65	215-I-142	I	自然斜面	関本下	関南町	関本下	250	60	35	11
66	215-I-143	I	自然斜面	関南	関南町	関本下	225	62	23	15
67	215-I-145	I	自然斜面	湯網-2	関南町	湯網	480	75	18	22
68	215-I-146	I	自然斜面	湯網-3	関南町	湯網	440	74	20	11
69	215-I-147	I	自然斜面	磯原-1	磯原町	磯原	220	60	13	24
70	215-I-148	I	自然斜面	磯原-2	磯原町	磯原	120	48	20	13
71	215-I-149	I	自然斜面	磯原-3	磯原町	磯原	200	60	10	22
72	215-I-150	I	自然斜面	磯原-5	磯原町	磯原	125	40	9	7
73	215-I-151	I	自然斜面	磯原-6	磯原町	磯原	90	57	10	5
74	215-I-152	I	自然斜面	磯原-7	磯原町	磯原	140	63	17	9
75	215-I-153	I	自然斜面	白場	磯原町	白場	130	63	13	5
76	215-I-154	I	自然斜面	豊田	磯原町	豊田	225	45	22	13
77	215-I-155	I	自然斜面	木皿	磯原町	木皿	290	57	10	11
78	215-I-156	I	自然斜面	岩崎-1	磯原町	大塚 岩崎	170	45	15	10
79	215-I-157	I	自然斜面	岩崎-2	磯原町	大塚 岩崎	275	56	20	26
80	215-I-158	I	自然斜面	雁の倉	磯原町	大塚 雁の倉	150	45	21	6
81	215-I-159	I	自然斜面	西明寺	磯原町	西明寺	150	35	12	7
82	215-I-160	I	自然斜面	下小津田	華川町	下小津田	275	52	22	7
83	215-I-161	I	自然斜面	上小津田	華川町	上小津田	160	60	18	19

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所 番号	箇所 分類	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
					大字	小字				
84	215-I-162	I	自然斜面	小豆畑-1	華川町	小豆畑	240	48	14	17
85	215-I-163	I	自然斜面	小豆畑-2	華川町	小豆畑	120	45	11	5
86	215-I-164	I	自然斜面	小野矢指	中郷町	矢野矢指	175	40	8	8
87	215-I-165	I	自然斜面	石岡-1	中郷町	大塚	80	40	17	5
88	215-I-166	I	自然斜面	日棚-1	中郷町	日棚	200	44	8	10
89	215-I-167	I	自然斜面	日棚-2	中郷町	日棚	260	35	10	13
90	215-I-168	I	自然斜面	日棚-3	中郷町	日棚	130	40	10	5
91	215-I-169	I	自然斜面	日棚-4	中郷町	日棚	160	46	10	5
92	215-I-170	I	自然斜面	松井	中郷町	松井	110	45	14	5
93	215-I-171	I	自然斜面	石岡-2	中郷町	石岡	140	44	9	6
94	215-I-172	I	自然斜面	磯原-8	磯原町		90	40	7	5
95	215-I-179	I	人工斜面	本町	平潟町	本町	105	70	15	5
96	215-I-180	I	人工斜面	浜道-2	平潟町	浜道	70	65	10	10
97	215-I-173	I	自然斜面	関本上	関本町		820	80	12	34
98	215-I-181	I	人工斜面	井戸ノ入 -10	平潟町	井戸ノ入	30	30	12	1
99	215-I-182	I	人工斜面	井戸ノ入 -12	平潟町	井戸ノ入	60	75	22	1
100	215-II-005	II	人工斜面	富士ヶ丘 -1	関本町	富士ヶ丘	70	40	10	2
101	215-II-006	II	人工斜面	汐見ヶ丘	中郷町	汐見ヶ丘	120	35	15	4
102	215-I-183	I	自然斜面	西町-13	大津町	西町	40	40	10	2
103	215-I-184	I	自然斜面	小豆畑-3	華川町	小豆畑	110	45	12	2
104	215-I-186	I	自然斜面	湯網-1	関南町	湯網	120	50	13	4
105	215-II-002	II	自然斜面	本町-15	平潟町	本町	60	60	20	3
106	215-II-008	II	自然斜面	浜道-3	平潟町	浜道	40	35	10	1
107	215-II-011	II	自然斜面	井戸ノ入 -9	平潟町	井戸ノ入	70	45	12	2
108	215-II-013	II	自然斜面	井戸ノ入 -13	平潟町	井戸ノ入	70	55	12	4
109	215-II-014	II	自然斜面	井戸ノ入 -14	平潟町	井戸ノ入	60	40	12	2
110	215-II-015	II	自然斜面	大原内-4	平潟町	大原内	180	40	18	1
111	215-II-016	II	自然斜面	大原内-5	平潟町	大原内	50	40	10	2
112	215-II-017	II	自然斜面	関本中-5	関本町	関本中	120	40	16	4
113	215-II-021	II	自然斜面	北町-8	大津町	北町	70	45	26	2
114	215-II-022	II	自然斜面	北町-7	大津町	北町	90	35	15	1
115	215-II-023	II	自然斜面	北町-6	大津町	北町	45	60	10	2
116	215-II-028	II	人工斜面	海洋台-2	関本町	海洋台	50	35	8	3
117	215-II-024	II	自然斜面	西町-16	大津町	西町	60	55	8	3

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所番号	箇所分類	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保 全 人 家 戸 数
					大字	小字				
118	215-II-025	II	自然斜面	西町-14	大津町	西町	50	40	18	4
119	215-II-026	II	自然斜面	西町-15	大津町	西町	30	60	10	2
120	215-II-029	II	自然斜面	海洋台-1	関本町	海洋台	40	45	16	4
121	215-II-030	II	自然斜面	海洋台-3	関本町	海洋台	20	40	15	1
122	215-II-031	II	自然斜面	関本中-6	関本町	関本中	50	50	25	2
123	215-II-032	II	自然斜面	関本中-7	関本町	関本中	30	40	22	1
124	215-II-033	II	自然斜面	福田-2	関本町	福田	80	45	14	2
125	215-II-034	II	自然斜面	関南-2	関南町	関本中	60	50	12	3
126	215-II-035	II	自然斜面	関南-3	関南町	関本下	120	50	15	4
127	215-II-036	II	自然斜面	関本下-2	関南町	関本下	30	40	20	1
128	215-II-037	II	自然斜面	関本下-3	関南町	関本下	20	40	20	1
129	215-II-038	II	自然斜面	関本下-4	関南町	関本下	100	40	20	2
130	215-II-039	II	自然斜面	関本下-5	関南町	関本下	50	40	34	1
131	215-II-040	II	自然斜面	神岡下-1	関南町	神岡下	30	35	16	1
132	215-II-041	II	自然斜面	神岡下-2	関南町	神岡下	40	35	24	1
133	215-II-042	II	自然斜面	神岡下-3	関南町	神岡下	120	40	20	3
134	215-II-043	II	自然斜面	神岡下-4	関南町	神岡下	90	30	18	1
135	215-II-044	II	自然斜面	神岡下-5	関南町	神岡下	60	30	10	1
136	215-II-045	II	自然斜面	神岡下-6	関南町	神岡下	80	45	15	2
137	215-II-046	II	自然斜面	神岡下-7	関南町	神岡下	40	45	20	1
138	215-II-047	II	自然斜面	関本上-2	関本町	関本上	140	30	10	4
139	215-II-048	II	自然斜面	関本上-3	関本町	関本上	20	35	10	1
140	215-II-049	II	自然斜面	関本上-4	関本町	関本上	60	30	15	2
141	215-II-050	II	自然斜面	富士ヶ丘-2	関本町	富士ヶ丘	100	35	25	3
142	215-II-051	II	自然斜面	富士ヶ丘-3	関本町	富士ヶ丘	60	35	15	3
143	215-II-052	II	自然斜面	下小津田-2	華川町	下小津田	120	40	18	2
144	215-II-053	II	自然斜面	下小津田-3	華川町	下小津田	35	45	14	1
145	215-II-055	II	自然斜面	上小津田-2	華川町	上小津田	30	35	20	1
146	215-II-056	II	自然斜面	上小津田-3	華川町	上小津田	100	50	10	4
147	215-II-057	II	自然斜面	上小津田-4	華川町	上小津田	70	45	25	4
148	215-II-058	II	自然斜面	上小津田-5	華川町	上小津田	60	40	35	1
149	215-II-059	II	自然斜面	上小津田-6	華川町	上小津田	60	30	20	3
150	215-II-061	II	自然斜面	小豆畑-4	華川町	小豆畑	50	45	8	1

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	箇所番号	箇所分類	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
					大字	小字				
151	215-II-062	II	自然斜面	小豆畑-5	華川町	小豆畑	80	40	12	1
152	215-II-063	II	自然斜面	小豆畑-6	華川町	小豆畑	65	30	10	1
153	215-II-064	II	自然斜面	小豆畑-7	華川町	小豆畑	110	45	10	2
154	215-I-185	I	人工斜面	磯原-9	磯原町	磯原	85	45	15	1
155	215-II-066	II	自然斜面	駒木-1	華川町	白場	100	30	15	4
156	215-II-068	II	自然斜面	白場-2	平磯町	白場	40	40	18	1
157	215-II-071	II	自然斜面	木皿-1	磯原町	木皿	60	60	14	4
158	215-II-073	II	自然斜面	木皿-3	磯原町	木皿	90	30	8	1
159	215-II-075	II	自然斜面	大-1	磯原町	大	50	30	8	3
160	215-II-076	II	自然斜面	大-2	磯原町	大	40	35	16	1
161	215-II-077	II	自然斜面	大-3	磯原町	大	30	40	24	1
162	215-II-078	II	自然斜面	西明寺-4	磯原町	大塚	40	40	20	1
163	215-II-079	II	自然斜面	西明寺-2	磯原町	大塚	60	40	30	3
164	215-II-080	II	自然斜面	西明寺-3	磯原町	大塚	30	40	50	1
165	215-II-081	II	自然斜面	雁の倉-2	磯原町	大塚	140	40	14	4
166	215-II-082	II	自然斜面	雁の倉-3	磯原町	大塚	80	30	8	2
167	215-II-083	II	自然斜面	雁の倉-4	磯原町	大塚	80	50	7	3
168	215-II-084	II	自然斜面	松井-2	中郷町	松井	110	30	10	3
169	215-II-085	II	自然斜面	松井-3	中郷町	松井	40	40	15	2
170	215-II-086	II	自然斜面	松井-4	中郷町	松井	50	45	10	2
171	215-II-087	II	自然斜面	栗野	中郷町	栗野	160	40	7	4
172	215-II-088	II	自然斜面	日棚	中郷町	日棚	40	65	7	2
173	215-III-180	III	自然斜面	井戸ノ入-8	平瀧町	井戸ノ入	100	40	18	

箇所区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの分類は、傾斜度 30° 以上、高さ 5m以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署，学校，病院，駅，旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとし，同区域内に人家が 1～4 戸の場合は急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとし，さらに同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面として延長が 100mを超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲとして調査した結果を表すものである。

3-4 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

(令和4年3月31日現在)

箇所 番号	箇所名	位置		勾配 (度)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定 年月日	告示番号 茨城県 告示
		大字	小字							
2	東	平潟町	東町	85	19	100	0.8	22	46.12.9	1261号
16	井戸ノ入 の1	平潟町	井戸ノ 入	79	23	450	2.37	39	49.1.31	81号
17	中町の1	大津町	東町	78	20	220	1.25	43	49.1.31	81号
49	関南	関南町	関南下	48	23	160	1.3	10	55.7.24	1158号
50	富岡	大津町	富岡	70	5~12	65	0.24	5	55.7.24	1159号
51	東-2	平潟町	東町	50~80	20~30	330	2.114	72	55.7.24	1160号
52	東-3	平潟町	東町	80	16~29	140	1.23	19	55.7.24	1161号
53	本町-4	平潟町	本町	70	14~16	155	0.6	6	55.7.24	1162号
54	本町-9	平潟町	本町	85	13	320	2.85	63	55.7.24	1163号
55	本町-12	平潟町	本町	80	6~14	205	0.99	17	55.7.24	1164号
56	井戸ノ入- 7	平潟町	井戸ノ 入	75~90	8~30	360	1.622	41	55.7.24	1165号
2-2	東	平潟町	東町	75~90	10~25	120	0.438	11	55.8.28	1279号
57	本町-1	平潟町	本町	55~85	7.6~ 16.4	90	0.56	6	55.8.28	1280号
58	黒浦-3	平潟町	黒浦	65~80	9~22	215	1.32	18	55.8.28	1281号
17-2	中町の1	大津町	中町	80	18~22	137	0.3	3	56.9.14	1337号
71	西町-4	大津町	西町	60	11~26	146	0.65	20	56.9.21	1373号
72	西町-5	大津町	西町	75	5~14	115	0.31	12	56.9.21	1374号
73	西町-9	大津町	西町	85	6~13	190	0.54	17	56.9.21	1375号
74	大津東	大津町	東町	75	5~11	87	0.37	23	56.9.21	1376号
79	井戸ノ入- 2	大津町	井戸ノ 入	70	7~10.4	98	0.31	12	57.3.4	289号
80	井戸ノ入- 3	大津町	井戸ノ 入	52	6~14	143	0.46	5	57.3.4	290号
81	本町-11	平潟町	本町	63	7~15	143	0.52	9	57.3.4	291号
82	大津東町- 2	大津町	東町	65	4~10	129	0.55	21	57.3.4	292号
93	本町の13	平潟町	本町	75	5~16	85	0.65	32	59.3.5	278号
50-2	富岡	大津町	富岡	80~75	5~18	235	1.69	45	60.2.4	182号
102	磯原	磯原町	磯原	36~70	6~13	220	0.673	25	60.9.12	1293号
114	雁の倉	磯原町	大塚・ 雁の倉	36~70	13~21	130	0.72	5	62.8.3	1145号
118	井戸ノ入- 5	平潟町	井戸ノ 入	37~72	4~19	225	1.12	15	62.11.16	1535号
119	小豆畑	華川町	小豆畑	36~70	5~14	170	0.69	19	62.11.16	1536号
120	富士ヶ丘	関本町	富士ヶ 丘	60~70	10~12	130	0.44	8	62.11.16	1537号

資料編
3 災害危険箇所との関係

箇所番号	箇所名	位置		勾配 (度)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定 年月日	告示番号 茨城県 告示
		大字	小字							
122	岩崎	磯原町	大塚・ 岩崎	36~70	4~15	137	0.64	5	62.12.24	1726号
57-2	本町-1	平潟町	本町	55~85	7.6~ 16.4	90	0.56	6	63.8.1	1089号
129	本町-2	平潟町	本町	36~70	4~14	150	0.826	11	63.8.1	1090号
130	本町-6	平潟町	本町	40~80	4~18	200	0.783	7	63.8.1	1091号
150	関本下	関南町	関本下	30~50	20~35	225	1.41	13	3.5.20	610号
151	小豆畑-2	華川町	小豆畑	36~70	5~11	120	0.37	5	3.3.6	665号
152	宮下-2	大津町	宮下	30~85	5~11	90	0.197	8	3.3.6	666号
156	大原内-2	平潟町	大原内	30~85	10~17	64	0.245	2	4.3.9	323号
158	東宮下	大津町	宮下	30~97	5~12	90	0.244	9	4.3.23	406号
159	黒浦-1	平潟町	黒浦	62~83	8~15	50	0.103	6	4.3.31	453-2号
72- 2	西町-5	大津町	西町	35~45	5~15	60	0.414	5	5.2.12	150号
195	石岡	中郷町	石岡	32~45	16~17	40	0.202	5	6.12.12	1314号
200	本町-14	平潟町	本町	55~66	18~23	47	0.097	5	7.8.17	943号
102- 1	磯原	磯原町	磯原	30~87	9~17	140	0.29	9	8.11.21	1306号
214	福田	関本町	福田	30~72	11~17	110	0.197	1	9.3.10	257号
119- 2	小豆畑	華川町	小豆畑	40~65	9~12	55	0.093	1	9.8.18	899号
158- 1	東宮下	大津町	宮下	30~80	5~8	50	0.103	2	10.3.5	231号
243	福田-2	関本町	福田・ 石平	39~55	5.0~ 9.0	35	0.043	1	14.3.18	286号
245	井戸ノ入 の1南	平潟町	井戸ノ 入	60~85	5.5~ 10.5	79	0.1	10	14.3.28	358号
283	湯網-2	関南町 神岡下	宝来内	30~70	6~13	76	0.221	5	22.9.16	1093号

3-5 地すべり危険箇所（平成10年調査）

箇所番号	箇所名	位置		
		郡市	町村	大字
30	中妻	北茨城市		華川町
31	関南	〃		関南町
81	峰岸下	北茨城市		磯原町
82	根岸	〃		〃
90	上小津田	北茨城市	華川町	上小津田

3-6 地すべり防止区域指定箇所

1 国土交通大臣指定

(令和4年3月31日現在)

箇所番号	区域名	位置		面積 ha	指定年月日	告示番号	備考
		大字	字				
16	上小津田	華川町 上小津田	堀込, 古酒沢, 小豆平, 中倉, 唐虫窪, 小豆畑, 小豆田	8.00	平成5年 3月25日	建設省告示 第962号	

2 農林水産大臣指定

(令和2年3月31日現在)

箇所番号	区域名	位置			面積 ha	指定年月日	告示番号	備考
		町村	大字	字				
4	神岡下	関南	神岡下	柳平, 毛頭入	10.67	平成4年 8月5日	農林水産省告示 第868号	

3-7 土石流危険溪流

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		
					郡市	町村	大字
1	215-I-001		塩田川	無名沢1(塩田川)	北茨城市	中郷町	削木屋敷
2	215-I-002		木皿川	大塚川	北茨城市	磯原町	足田内
3	215-I-003		木皿川	西明寺川2	北茨城市	磯原町	西明寺下
4	215-I-004		木皿川	峰岸川	北茨城市	磯原町	峯岸
5	215-I-005		花園川	水沼沢	北茨城市	華川町	水沼
6	215-I-006		花園川	家の前沢	北茨城市	華川町	家の前
7	215-II-001		木皿川	西明寺川1	北茨城市	磯原町	西明寺前
8	215-II-002		木皿川	坪の沢1	北茨城市	磯原町	中坪
9	215-II-003		木皿川	坪の沢2	北茨城市	磯原町	中坪
10	215-II-004		花園川	腰越沢1	北茨城市	華川町	腰越
11	215-II-005		花園川	腰越沢2	北茨城市	華川町	腰越
12	215-II-006		花園川	保田沢2	北茨城市	華川町	家の前
13	215-II-007		花園川	保田沢1	北茨城市	華川町	家の前
14	215-II-008		花園川	無名沢2	北茨城市	華川町	水沼

資料編
3 災害危険箇所の関係

3-8 砂防指定地

(令和4年3月31日現在)

番号	水系	郡市	所在地			面積 (ha)	指定 年月日	告示番号	管轄
			町村	大字	溪流名				
4	二級	北茨城	華川	小豆畑	綱木川	60.4	昭和12年 8月23日	内告第501号	高萩
5	二級	北茨城	華川	小豆畑	綱木川	74	昭和14年 2月25日	内告第86号	高萩
7	二級	北茨城	華川	小豆畑	木皿川	12.5	昭和14年 10月14日	内告第496号	高萩
15	二級	北茨城	華川	小豆畑	綱木川	27.6	昭和17年 11月10日	内告第642号	高萩
22	二級	北茨城	華川	花園	保田沢	32.06	昭和19年 4月15日	内告第176号	高萩
23	二級	北茨城	中郷	石岡	石岡沢	1	昭和24年 2月10日	建告第96号	高萩
24	二級	北茨城	中郷	日棚	塩田川	0.28	昭和24年 2月10日	建告第96号	高萩
27	二級	北茨城	磯原	大塚	西明寺川	3	昭和24年 2月10日	建告第96号	高萩
28	二級	北茨城	磯原	大塚	滝田川	0.34	昭和24年 2月10日	建告第96号	高萩
29	二級	北茨城	関本	八反	八反川	6.5	昭和24年 2月10日	建告第96号	高萩
31	二級	北茨城	磯原	大塚	峰岸川	0.29	昭和24年 2月10日	建告第96号	高萩
38	二級	北茨城	関本	関本上	大作沢	0.24	昭和26年 11月13日	建告第961号	高萩
39	二級	北茨城	関本	八反/山 小屋	堀田沢	0.3	昭和26年 11月13日	建告第961号	高萩
40	二級	北茨城	中郷	石岡	石岡沢	0.36	昭和26年 11月13日	建告第961号	高萩
43	二級	北茨城	中郷	日棚	二又川	2.6	昭和26年 11月13日	建告第961号	高萩
54	二級	北茨城	関本	八反	堀田川	2.5	昭和26年 11月15日	建告第969号	高萩
62	二級	北茨城	関本	八反	南沢	0.23	昭和27年 8月18日	建告第1143号	高萩
63	二級	北茨城	磯原	大塚	寺田沢	0.05	昭和27年 8月18日	建告第1143号	高萩
64	二級	北茨城	中郷	日棚	二又川	0.06	昭和27年 8月18日	建告第1143号	高萩
85	二級	北茨城	中郷	日	二又川	0.12	昭和30年 3月8日	建告第116号	高萩
88	二級	北茨城	関本	八反	八反川	0.25	昭和30年 3月8日	建告第116号	高萩
101	二級	北茨城	関	八反	堀田沢	0.41	昭和31年 11月10日	建告第1780号	高萩

資料編
3 災害危険箇所の関係

番号	水系	郡市	所在地			面積 (ha)	指定 年月日	告示番号	管轄
			町村	大字	溪流名				
128	二級	北茨城	磯原	大塚	大塚川	0.36	昭和32年 12月16日	建告第1649号	高萩
129	二級	北茨城	磯原	大塚	西明寺川	0.56	昭和32年 12月16日	建告第1649号	高萩
130	二級	北茨城	中郷	石岡	石岡沢	0.16	昭和32年 12月16日	建告第1649号	高萩
153	二級	北茨城	中郷	日棚	二又川	0.1	昭和34年 3月30日	建告第595号	高萩
163	二級	北茨城	関本	富士ヶ丘	里根川	0.91	昭和35年 1月21日	建告第103号	高萩
164	二級	北茨城	中郷	日棚	二又川	0.38	昭和35年 1月21日	建告第103号	高萩
175	二級	北茨城	関本	富士ヶ丘	小木版谷川	2.14	昭和36年 2月6日	建告第141号	高萩
189	二級	北茨城	関本	八反	八反川	0.68	昭和36年 10月10日	建告第2328号	高萩
215	二級	北茨城	磯原	大塚	大塚川	0.59	昭和38年 10月25日	建告第2698号	高萩
241	二級	北茨城	中郷	屋奈場/ 峯	石岡沢	0.24	昭和39年 12月19日	建告第3406号	高萩
246	二級	北茨城	磯原	大塚	大塚川	1.2	昭和40年 11月8日	建告第3100号	高萩
247	二級	北茨城	磯原	大塚	峰岸川	0.46	昭和40年 11月8日	建告第3100号	高萩
266	二級	北茨城	磯原	大塚	峰岸川	0.25	昭和41年 8月16日	建告第2766号	高萩
267	二級	北茨城	磯原	大塚	西明寺川	0.62	昭和41年 8月16日	建告第2766号	高萩
291	二級	北茨城	関南	湯網	江戸上川	0.73	昭和42年 5月31日	建告第1700号	高萩
307	二級	北茨城	関南	神岡下	江戸上川	8.22	昭和42年 12月28日	建告第4614号	高萩
344	二級	北茨城	関南	神岡下	鹿の沢	2.07	昭和46年 10月5日	建告第1671号	高萩
344	二級	北茨城	関南	神岡下	鹿の沢	2.07	昭和46年 10月5日	建告第1671号	高萩
419	二級	北茨城	華川	上小津 田	阿吹沢	0.85	昭和60年 12月4日	建告第1694号	高萩
433	二級	北茨城	磯原	大塚	大塚川	0.53	昭和62年 6月18日	建告第1251号	高萩
483	二級	北茨城	磯原	大塚	大塚川	1.85	平成5年 3月25日	建告第937号	高萩
507	二級	北茨城		中郷町 日棚	二又川 (塩田川)	2.74	平成11年 9月21日	建告第1731号	高萩

3-9 山地災害危険地区数

(令和4年3月31日現在)

市町	危険地区数			
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
北茨城市	(5) 72	(3) 25	(2) 45	4

※上段()内数字は国有林内の山地災害危険地区数で内数。

- 1) 山腹崩壊危険地区：地形（傾斜，土層深），地質，林況等からみて，山腹崩壊により人家，公共施設等に被害を与えるおそれがある地区。
- 2) 崩壊土砂流出危険地区：地形（傾斜，土層深，溪床勾配），地質，林況等からみて，山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し，人家，公共施設等に被害を与えるおそれがある地区。
- 3) 地すべり危険地区：地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち，人家，公共施設等に被害を与えるおそれがある地区。

3-10 山地災害危険地区（民有林）

1 山腹崩壊危険地区

令和4年3月31日現在

No.	種別	整理番号	所在		地区名
			市町村名	大字	
1	山腹崩壊	196	北茨城市	関本町富士ヶ丘	平袖
2	山腹崩壊	197	北茨城市	関本町富士ヶ丘	揚子方
3	山腹崩壊	198	北茨城市	関本町富士ヶ丘	揚子方
4	山腹崩壊	199	北茨城市	関本町富士ヶ丘	揚子方
5	山腹崩壊	200	北茨城市	華川町花園	花園家の前
6	山腹崩壊	201	北茨城市	華川町花園	花園下坊
7	山腹崩壊	202	北茨城市	華川町花園	花園下坊
8	山腹崩壊	203	北茨城市	中郷町石岡	
9	山腹崩壊	204	北茨城市	中郷町石岡	
10	山腹崩壊	205	北茨城市	中郷町石岡	
11	山腹崩壊	206	北茨城市	中郷町石岡	
12	山腹崩壊	207	北茨城市	中郷町石岡	
13	山腹崩壊	208	北茨城市	関本町才丸	南切
14	山腹崩壊	209	北茨城市	磯原町大塚	峰岸
15	山腹崩壊	210	北茨城市	関南町神岡上	湯の前
16	山腹崩壊	211	北茨城市	関本町才丸	戸の内
17	山腹崩壊	212	北茨城市	関本町	楊枝方方枝場
18	山腹崩壊	439	北茨城市	磯原町	豊田

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	種別	整理番号	所在		地区名
			市町村名	大字	
19	山腹崩壊	447	北茨城市	平潟町	
20	山腹崩壊	448	北茨城市	華川町	小豆畑

2 地すべり危険地区

(令和4年3月31日現在)

No.	種別	整理番号	所在		地区名
			市町村名	大字	
1	地すべり	60	北茨城市	華川町小豆畑	内ノ畑
2	地すべり	61	北茨城市	磯原町大塚足	足田内
3	地すべり	62	北茨城市	華川町小豆畑	大平
4	地すべり	63	北茨城市	関南町神岡下	

3 崩壊土砂流出危険地区

(令和4年3月31日現在)

No.	種別	整理番号	所在		地区名
			市町村名	大字	
1	土砂流出	217	北茨城市	関本町富士ヶ丘	平袖
2	土砂流出	218	北茨城市	華川町花園	家の前
3	土砂流出	219	北茨城市	華川町花園	家の前
4	土砂流出	220	北茨城市	華川町花園	家の前
5	土砂流出	221	北茨城市	磯原町大塚	西明寺下
6	土砂流出	222	北茨城市	磯原町大塚	峯岸
7	土砂流出	223	北茨城市	中郷町石岡	
8	土砂流出	224	北茨城市	中郷町石岡	
9	土砂流出	225	北茨城市	中郷町石岡	
10	土砂流出	226	北茨城市	華川町車	小里
11	土砂流出	227	北茨城市	華川町花園	家の前
12	土砂流出	228	北茨城市	華川町花園	家の前
13	土砂流出	229	北茨城市	関本町才丸	南切
14	土砂流出	230	北茨城市	華川町花園	家の前
15	土砂流出	231	北茨城市	華川町花園	家の前
16	土砂流出	232	北茨城市	華川町花園	水沼
17	土砂流出	233	北茨城市	華川町花園	水沼
18	土砂流出	234	北茨城市	中郷町日棚	石打場屋敷
19	土砂流出	235	北茨城市	中郷町日棚	石打場屋敷
20	土砂流出	236	北茨城市	関本町才丸	南切
21	土砂流出	237	北茨城市	華川町花園	家の前

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	種別	整理番号	所在		地区名
			市町村名	大字	
22	土砂流出	238	北茨城市	華川町下小津田	五田後平
23	土砂流出	239	北茨城市	華川町下小津田	五田後平
24	土砂流出	240	北茨城市	中郷町石岡	
25	土砂流出	241	北茨城市	華川町上小津田	唐虫
26	土砂流出	242	北茨城市	磯原町大塚	足田内
27	土砂流出	243	北茨城市	磯原町大塚	西明寺前
28	土砂流出	244	北茨城市	磯原町内野	中坪
29	土砂流出	245	北茨城市	華川町下小津田	沢山
30	土砂流出	246	北茨城市	関本町才丸	
31	土砂流出	247	北茨城市	華川町花園	
32	土砂流出	248	北茨城市	華川町花園	
33	土砂流出	249	北茨城市	華川町花園	
34	土砂流出	250	北茨城市	華川町花園	
35	土砂流出	251	北茨城市	華川町花園	
36	土砂流出	252	北茨城市	華川町花園	
37	土砂流出	253	北茨城市	華川町花園	
38	土砂流出	254	北茨城市	華川町花園	
39	土砂流出	255	北茨城市	華川町	阿吹
40	土砂流出	256	北茨城市	関本町富士ヶ丘	
41	土砂流出	257	北茨城市	関本町富士ヶ丘	
42	土砂流出	258	北茨城市	華川町内野	
43	土砂流出	259	北茨城市	華川町内野	

3-11 山地災害危険地区（国有林）

1 山腹崩壊危険地区

（令和4年3月31日現在）

No.	種別	整理番号	所在		地区名
			市町村名	大字	
1	山腹崩壊	8	北茨城市	関本町小川	和尚山
2	山腹崩壊	9	北茨城市	華川町花園	猿ヶ城
3	山腹崩壊	10	北茨城市	大津町	西町

2 崩壊土砂流出危険地区

（令和4年3月31日現在）

No.	種別	整理番号	所在		地区名
			市町村名	大字	
1	土砂流出	5	北茨城市	華川町小豆畑	馬飼山
2	土砂流出	6	北茨城市	華川町上小津田	阿吹山

3-12 海岸防災林荒廃危険地区（民有林）

（令和2年3月31日現在）

番号	位置			地区名
	市(郡)	町(村)	大字	
1	北茨城		関南町	神岡
2	〃		中郷町	桜井
3	〃		〃	足洗
4	〃		〃	小野矢指

資料編
3 災害危険箇所の関係

3-13 県管理河川重要水防箇所（令和5年度）

No.	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	位置			
1	里根川	堤防高 (流下能力)	A	左	大津町	0.3~0.4k	140	堤防高不足 (L1津波)	積み土のう
2	里根川	新堤防	B	左	大津町	0.4~0.6k	160	施工後1年未満	シート張り
3	里根川	堤防高 (流下能力)	A	左	大津町	0.6~0.8k	160	堤防高不足 (L1津波)	積み土のう
4	里根川	堤防高 (流下能力)	A	右	関南町	0.3~0.8k	500	堤防高不足 (L1津波)	積み土のう
5	里根川	堤防高 (流下能力)	B	左	大津町	0.8~1.6k	800	流下能力不足	積み土のう
6	里根川	堤防高 (流下能力)	B	右	関南町	0.8~1.6k	800	流下能力不足	積み土のう
7	里根川	工作物	B	—	大津町、 関南町	0.0k	1箇所	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足	積み土のう
8	里根川	工作物	B	—	大津町、 関南町	0.2k	1箇所	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足	積み土のう
9	里根川	工作物	B	—	大津町、 関南町	0.8k	1箇所	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足	積み土のう
10	里根川	工作物	B	—	大津町、 関南町	1.3k	1箇所	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足	積み土のう
11	江戸上川	工作物	A	—	大津町、 関南町	0.7k	1箇所	流下能力不足 径間長不足 (L1津波)	積み土のう
12	大北川	工作物	A	—	磯原町	1.1k	1箇所	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足	積み土のう
13	大北川	堤防高 (流下能力)	A	左	磯原町	1.1~1.3k	180	堤防高不足	積み土のう
14	大北川	堤防高 (流下能力)	A	右	磯原町	1.0~1.3k	300	堤防高不足	積み土のう
15	大北川	堤防高 (流下能力)	A	左	中郷町	5.2~7.3k	2,100	堤防高不足	積み土のう
16	大北川	堤防高 (流下能力)	A	右	中郷町	5.2~6.4k	1,200	堤防高不足	積み土のう
17	大北川	工作物	B	—	中郷町	5.2k	1箇所	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足	積み土のう
18	塩田川	堤防高 (流下能力)	B	左	中郷町	0.2~4.0k	3,400	流下能力不足	積み土のう
19	塩田川	堤防高 (流下能力)	B	右	中郷町	0.2~4.0k	3,400	流下能力不足	積み土のう
20	塩田川	工作物	B	—	中郷町	1.5k	1箇所	桁下高余裕高不足	積み土のう
21	塩田川	工作物	B	—	中郷町	2.2k	1箇所	桁下高余裕高不足	積み土のう
22	塩田川	工作物	B	—	中郷町	2.7k	1箇所	桁下高余裕高不足	積み土のう
23	塩田川	工作物	B	—	中郷町	3.2k	1箇所	桁下高余裕高不足	積み土のう
24	花園川	堤防高 (流下能力)	B	右	華川町	4.5~4.6k	100	堤防高不足	積み土のう
25	花園川	堤防高 (流下能力)	B	左	華川町	4.1~4.2k	100	堤防高不足	積み土のう

資料編
3 災害危険箇所の関係

No.	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	位置			
26	花園川	堤防高(流下能力)	A	右	華川町	4.1~4.2k	100	堤防高不足	積み土のう
27	花園川	堤防高(流下能力)	A	左	華川町	3.3~3.4k	100	堤防高不足	積み土のう
28	花園川	堤防高(流下能力)	A	右	華川町	3.1~3.2k	100	堤防高不足	積み土のう
29	花園川	新堤防	A	左	華川町	3.6~3.7k	100	施工後1年未満	シート張り
30	花園川	堤防高(流下能力)	A	左	華川町	4.4~4.6k	200	堤防高不足	積み土のう

3-14 県管理海岸重要水防箇所（令和5年度）

No.	海岸名	重要度		重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
		種別	階級	地先名	位置			
1	神岡下海岸	地震	B	関南町神岡下		347	液状化	積み土のう
2	神岡上海岸	高潮	A	関南町神岡上		2,300	高潮	積み土のう
3	神岡上海岸	浸食	A	関南町神岡上		2,300	浸食	積み土のう
4	神岡上海岸	施設の老朽化	A	関南町神岡上		2,300	施設の老朽化	積み土のう
5	神岡上海岸	地震	B	関南町神岡上		2,300	液状化	積み土のう
6	神岡上海岸	地震	A	関南町神岡上		92	護岸構造	積み土のう
7	磯原海岸	高潮	A	磯原町磯原		500	高潮	積み土のう
8	磯原海岸	浸食	B	磯原町磯原		700	浸食	積み土のう
9	磯原海岸	施設の老朽化	A	磯原町磯原		500	施設の老朽化	積み土のう
10	磯原海岸	堤防の開口部	A	磯原町磯原		3	堤防の開口部	角落し板
11	磯原海岸	地震	A	磯原町磯原		1,523	液状化	積み土のう
12	下桜井海岸	地震	A	中郷町下桜井		810	液状化	積み土のう
13	下桜井海岸	地震	B	中郷町下桜井		935	液状化	積み土のう
14	足洗海岸	高潮	A	中郷町足洗		1,405	高潮	積み土のう
15	足洗海岸	地震	B	中郷町足洗		114	液状化	積み土のう
16	足洗海岸	浸食	B	中郷町足洗		1,405	浸食	積み土のう
17	栗野海岸	高潮	A	仲郷町栗野		70	高潮	積み土のう
18	小野矢指海岸	高潮	B	仲郷町小野矢指		835	高潮	積み土のう
19	小野矢指海岸	浸食	B	仲郷町小野矢指		835	浸食	積み土のう
20	小野矢指海岸	施設の老朽化	A	仲郷町小野矢指		835	施設の老朽化	積み土のう
21	平潟漁港海岸	津波、高潮、浸食	B	平潟町	漁港区域	2,207	津波、高潮、浸食	
22	大津漁港海岸	津波、高潮、浸食	A	大津町	漁港区域	979	津波、高潮、浸食	

資料編
3 災害危険箇所の関係

3-15 ダム

No.	河川名	ダム名	重要度		形式	堤高	堤長	堤体積 m ³	総貯水量 m ³	有効貯水量 m ³	管理者
			町村	大字							
1	二級河川 花園川	水沼	華川	小豆畑	重力式	33.7	140.0	40,000	2,230,000	1,660,000	高萩工事 事務所長

3-16 主要農業用取水堰、水閘門

	河川名	水門名	位置		施設所有者	管理責任者	規格幅高等	自動手 動の別
			郡市	大字				
1	塩田川	新堰	北茨城	中郷町 小野矢指	北茨城市長	小野矢指 水利組合長	3.50m×1.50m 油圧	自動
2	江戸上川	陣場堰	北茨城	関南町 上岡下	北茨城市長	館下用水 組合長	2.00m×0.80m 油圧	自動
3	里根川	中島堰	北茨城	関本町 福田	北茨城市長	里根川用水 組合長	5.00m×1.05m 転倒	自動
4	江戸上川	北浜田堰	北茨城	関南町 上岡下	北茨城市長	浜田用水 組合長	4.00m×2.50m 3連巻上	手動
5	塩田川	大堰	北茨城	中郷町 日棚	北茨城市長	北茨城市長	5.50m×1.00m フアブリ	自動

4 避難の関係

4-1 避難場所一覧表

対象地区 (町名)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 蓄	施設名	利用上の 注意事項
	地 震	津 波	洪 水	土 砂 災 害				
華川町花園、華川町小豆畑、華川町上小津田、華川町下小津田、華川町下相田、華川町中妻、華川町車（常磐道の西側）、関本町才丸、関本町小川、磯原町上相田の一部	○		○	○	◎	○	華川町公民館	
	○		○	○	○		華川小学校	
	○			○	○		中妻小学校	
	○		○	○	○		旧華川中学校	
					○		唐虫農村集落センター	
					○		心身障害者第二福祉センター	
					○		小川区集会所	
					○		才丸農村集落センター	
	○		○	○	○		マウントあかね	
				○		花園もーる (花園地域交流センター)		
関南町関本下、関南町神岡下、関南町神岡上、関南町仁井田の一部	○		○	○	◎	○	関南多目的集会所	
	○	△ ※	○	○	○	○	関南小学校	※津波時は屋上 を利用
	○	○	○	○			二ツ島高台公園	
関本町関本上、関本町八反、関本町富士ヶ丘、関本町福田、関本町関本中の一部	○		○	○	◎	○	関本多目的研修集会所	
	○		○	○	○	○	生涯学習センター	
	○		○	○	○		関本小中学校	
	○		○	○	○		生涯学習センター分館	
磯原町磯原、磯原町豊田、磯原町磯原1～6丁目、磯原町豊田1～2丁目、磯原町本町1～4丁目、華川町白場、華川町車（常磐道の東側）	○	○	○	○	◎	○	市民体育館	
	○	○	○	○	○	○	複合防災センター	
					○		市民ふれあいセンター	
	○	△ ※	△ ※	○			市立図書館	※津波・洪水時 は屋上を利用
	○	○	△	○	○		保健センター	
	○			○	○		磯原中学校	
	○	○		○	○		精華小学校	
	○	○	○	○		○	磯原地区公園	
					○		防災コミュニティセンター	
				○		磯原郷英高等学校		

資料編
4 避難の関係

対象地区 (町名)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 蓄	施設名	利用上の 注意事項
	地震	津波	洪水	土砂災害				
関南町仁井田の一部、 関南町里根川、大津町、 大津町北町の一部、大津町北町1～4 丁目、大津町字五浦1～3丁目	○	○	○	△	◎	○	大津小学校	
	○	○	○	△	○	○	常北中学校	
					○		関南町公民館	
					○		大津町公民館	
	○	○	○				大津地区津波避難タワー	
中郷町上桜井、中郷町 下桜井、中郷町汐見ヶ 丘1～10丁目、中郷 町足洗、中郷町松井、 中郷町栗野	○		○	○	◎	○	中郷ふるさとコミュニティセンター	
	○	○		○	○	○	中郷多目的集会所	
	○	○	△ ※	○	○		中郷第一小学校	※洪水時は2階以上を利用
	○	○	△ ※	○	○		中郷中学校	※洪水時は2階以上を利用
	○	○	○	○	○		汐見ヶ丘望海会館	
	○	○	○				中郷地区津波避難タワー	
中郷町小野矢指、中郷 町日棚	○	○	○	○	◎	○	中郷第二小学校	
					○		北茨城特別支援学校	
関本町関本中の一部、 大津町北町の一部、平 潟町	○	○	○	△	◎	○	平潟小学校	
					○		平潟町公民館	
磯原町上相田、磯原町 大塚、	○		△ ※		◎		明德小学校	※体育館を利用
磯原町木皿、磯原町内 野、中郷町石岡	○		△	○	○		石岡小学校	
					○		木皿シルバーコミュニティセンター	
-					△		心身障害者第一福祉センター	
					△		老人福祉センター「ライト」	

注1) 指定緊急避難場所の「地震」、「津波」、「洪水」又は「土砂災害」の欄が○又は△の施設が、地震、津波、洪水又は大雨による土砂災害に対してそれぞれ安全な施設である。

注2) 指定緊急避難所の「土砂災害」の欄が△の施設は周囲が土砂災害警戒区域のため避難の際に注意が必要である。

注3) 指定緊急避難所の「洪水」の欄が△の施設は、周囲が浸水想定区域のため避難の際に注意が必要である。

注4) 指定避難所の欄が○の施設は一般用の避難所、△の施設は高齢者や障がい者用の福祉避難所。◎の施設は『避難準備・高齢者等避難開始』の発表時から早めに開設する早期開設避難所である。

注5) ※の付いた施設は、「利用上の注意事項」の欄に示す事項に注意して利用するものである。

注6) 「備蓄」の欄が○の施設は、備蓄倉庫がある施設である。

4-2 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No	施設の名称	施設の種類	所在地	土砂災害警戒区域	浸水想定区域
1	ひだまり倶楽部	介護老人保健施設	磯原町磯原 2-305		大北川・花園川
2	ひだまり倶楽部	通所リハビリテーション	同上		大北川・花園川
3	ひだまり倶楽部	短期入所生活介護	同上		大北川・花園川
4	瀧病院	病院	同上		大北川・花園川
5	瀧病院 介護医療院	介護医療院	同上		大北川・花園川
6	リハビリデイサービス (機能訓練特化型) めいと	老人デイサービスセンター	磯原町磯原 4-8	215- I -147	大北川・花園川
7	市立精華小学校	公立小学校	磯原町磯原 4-36		大北川・花園川
8	デイサービスまごころの家 磯原	老人デイサービスセンター	磯原町豊田 1-16		大北川・花園川
9	まごころの家 磯原	有料老人ホーム	同上		大北川・花園川
10	タンポポ畑	障害児通所支援	磯原町豊田 1207		大北川・花園川
11	多機能型障害福祉サービス事業所 タンポポ畑	障害者福祉サービス	同上		大北川・花園川
12	ニチイケアセンター磯原	認知症高齢者グループホーム	磯原町豊田 1-22		大北川・花園川
13	北茨城中央クリニック	病院	磯原町豊田 1-36		大北川・花園川
14	だいせんデイサービス磯原	老人デイサービスセンター	磯原町豊田 280-1		大北川・花園川
15	市立磯原中学校	公立中学校	磯原町豊田 979-1		大北川・花園川
16	いそはら幼稚園	私立幼稚園型認定こども園	磯原町豊田 920		大北川・花園川
17	いそはら幼稚園学童クラブA	放課後児童クラブ	同上		大北川・花園川
18	いそはら幼稚園学童クラブB	放課後児童クラブ	同上		大北川・花園川
19	グループホームアーシヤ	共同生活援助	磯原町本町 2-4-7		大北川・花園川
20	廣橋病院	病院	関本町福田 1871	215- I -140	
21	にこにこ	障害児通所支援	平潟町 351-1	215- I -095	
22	にこにこ生活	障害者通所支援	同上	215- I -095	

資料編
4 避難の関係

No	施設の名称	施設の種類	所在地	土砂災害警戒区域	浸水想定区域
23	でいさ〜びす かいふく	老人デイサービスセンター	中郷町下桜井 964-1		大北川・花園川
24	デイサービス カラフル	老人デイサービスセンター	中郷町上桜井 2289-5		大北川・花園川
25	有料老人ホーム カラフル	有料老人ホーム	同上		大北川・花園川
26	市立中郷第一小学校	公立小学校	中郷町上桜井 2905-1		大北川・花園川
27	市立中郷中学校	公立中学校	中郷町足洗 508		大北川・花園川
28	デイサービスなづな	老人デイサービスセンター	中郷町足洗 751-2		大北川・花園川
29	こごみ	就労継続支援事業 B型	同上		大北川・花園川
30	サービス付き高齢者向け住宅 「こごみ」	サービス付き高齢者向け (兼有料老人ホーム)	同上		大北川・花園川
31	みなみ保育園	私立保育所型認定こども園	中郷町足洗 911-15		大北川・花園川
32	みなみ保育園学童クラブ	放課後児童クラブ	同上		大北川・花園川
33	市立中妻小学校	公立小学校	華川町中妻 456		大北川・花園川
34	ご長寿くらぶ北茨城 デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	平潟町 1305-1	215- I -102-1	
35	ご長寿くらぶ北茨城	有料老人ホーム	同上	215- I -102-1	
36	デイサービスやまに郷作	老人デイサービスセンター	平潟町 273	215- I -100	
37	磯原子どもの家	子供の家	磯原町 3-77		大北川・花園川
38	Baito 児童発達支援・放課後等デイサービス	障害児童通所施設	磯原町磯原4丁目 64		大北川・花園川
39	エイトファクトリー いそはら	就労支援事業所 B型	磯原町磯原3丁目 66		大北川・花園川
40	キッズスペース メイプル	就労支援事業所 B型	同上		大北川・花園川
41	デイサービス オリーブ	老人デイサービスセンター	華川町中妻 473-2		大北川・花園川
42	すこやかファミリー	老人デイサービスセンター	中郷町足洗 615-3		大北川・花園川

4-3 北茨城市災害時要援護者登録制度実施要綱

平成22年11月12日
告示第98号
最終改正 令和5年告示第4号

(目的)

第1条 この要綱は、災害時要援護者が災害時において円滑に地域の支援を受けることができるよう必要な事項を定めることにより、これらの者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時要援護者 市内に居住する者で次に掲げるもののうち、災害時に自力で避難することが困難なため情報伝達、避難誘導等の地域での支援(以下「支援」という。)を必要とするものをいう。

ア 65歳以上の、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者

イ 介護保険における要介護3以上の認定を受けた在宅生活者

ウ 身体障害者のうち、総合等級が3級までのもの

エ 知的障害者

オ その他支援を必要とする者

(2) 避難支援者 災害時要援護者を普段から見守り、災害時において可能な限り情報の伝達、安否確認、避難誘導等を支援を行う者であって、要援護者の近隣に居住し、かつ、支援を行うものをいう。

(登録手続)

第3条 災害時要援護者として登録を受けようとする者は、北茨城市災害時要援護者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を確認するとともに、避難支援者の同意の有無を確認し、災害時要援護者登録台帳(様式第2号。以下「台帳」という。)に登録するものとする。

(台帳の保管)

第4条 台帳は市長が保管し、市の関係部署及び消防本部のほか、申請書に記載された民生委員及び児童委員並びに避難支援者が台帳の写しをそれぞれ保管する。

2 前項の規定にかかわらず、区及び常会、地区の自主防災組織、社会福祉協議会その他の地域で災害時要援護者の支援活動を行う団体は、市長と災害時要援護者の支援に関する協定を締結したときは、市長から台帳の写しの提供を受け、これを保管することができる。

(登録事項の変更等)

第5条 台帳に登録された災害時要援護者は、登録事項に変更が生じたとき、又は登録の取消しを求めるときは、北茨城市災害時要援護者登録事項変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する取消しの求めがあったときのほか、災害時要援護者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 第2条第1号の要件に該当しなくなったとき。

3 市長は、前2項の規定により登録事項を変更し、又は登録を取り消したときは、台帳にその内容を記載するとともに、前条に規定する台帳の写しを保管するものに連絡するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(以下略)

5 緊急輸送の関係

5-1 臨時ヘリポート等一覧表

番号	名称	住所	防災ヘリコプター離発着場	ドクターヘリランデブーポイント
1	北茨城市役所 (サッカー・ラグビー場)	磯原町磯原 1630	○	○
2	北部スポーツ広場	関本町関本中字布田 302-1	○	○
3	石岡スポーツ広場	中郷町石岡 73-1	○	○
4	小川区集会所前広場	関本町小川向川岸 350-2	○	○
5	北茨城市民病院	関本中 1050	○	○
6	北茨城市消防本部	磯原町磯原 2496-1	○	○
7	磯原中央街区公園	磯原町磯原 3-90		○
8	平潟小学校	平潟町 1083		○
9	中郷第二小学校	中郷町小野矢指 720-3		○

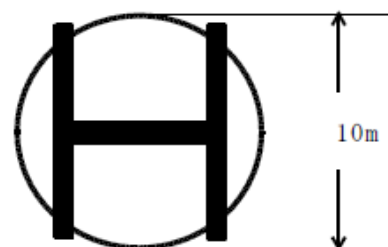
5-2 臨時ヘリポート設置基準

1. 選定上の留意点

- (1) 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- (2) 地面斜度6度以内のこと。
- (3) 四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。
又離着に要する地積(次ページ参照)を確保できること。
- (4) 二方向以上から離着陸が可能であること。
- (5) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- (6) 大型車両等が進入できること。
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地が設けられること。
 - ④ 気流が安定していること。

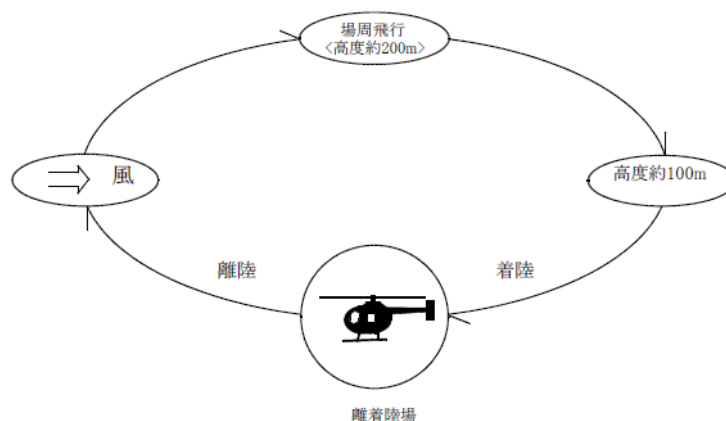
2. 整備上の留意点

- (1) 風向風速を上空から確認できるようにするためヘリポート近くに立てる吹き流し、旗又は発煙筒を事前に準備しておく。また、夜間用には灯火標識(着陸地点の各隅に示すカンテラ等)を用意しておく。
- (2) 着陸点の中央にH印を示すための石灰粉等を準備しておく。




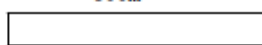
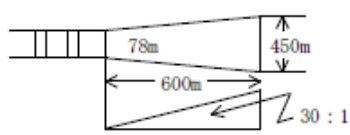
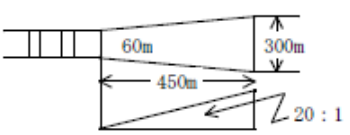
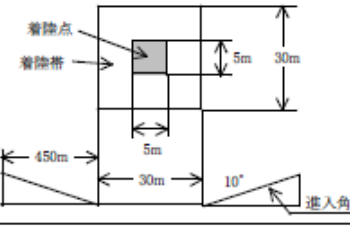
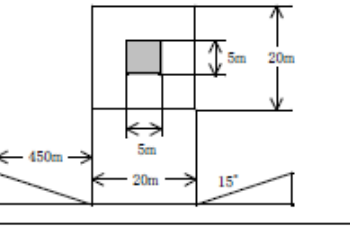
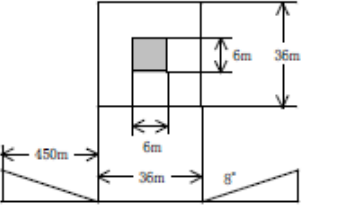
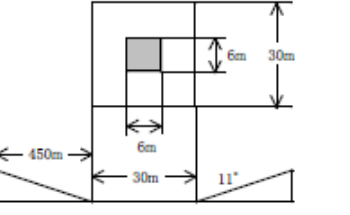
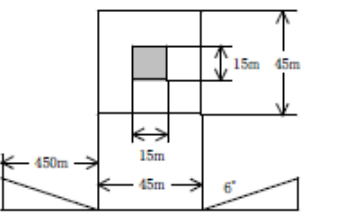
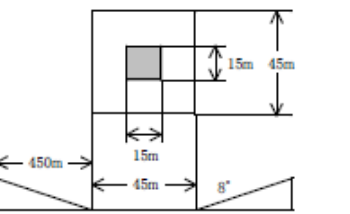
- (3) 物資を大量に輸送する場合には、搭載量を超過しないようするための重量計を用意しておく。
- (4) 離着陸場と市役所等との連絡を行う通信手段、機器を用意しておく。
- (5) その他、消火設備、補給設備等を準備してこと。

※ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではないため、ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくことが重要である。



3. 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

(1) 着陸のための最小限所要地積

1	a		b	c				
	項目		標準	応急				
2	固定翼機	滑走路	30m  800m	20m  600m				
		LR-1	進入区域 	進入区域 				
3	回	OH-6						
			4	UH-1H AH-1S				
					5	V-107 UH-60J		
							6	CH-47
備考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。						

(2) 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着数4	同時発着数12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H、AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107、UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

6 災害復旧・復興の関係

6-1 北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年9月29日

条例第21号

最終改正 令和元年条例第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条第1項に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規

定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が、死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚

生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。

- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。

(以下略)

6-2 北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年9月29日

規則第13号

最終改正 令和4年規則第8号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年北茨城市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下この条において同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込

者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)(保証人を立てる場合は、保証人が連署した借用書。以下同じ。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに資金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の（更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届（様式第16号）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（東日本大震災に係る資金の貸付けの特例）

- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する資金の貸付けに係る第6条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「令和4年3月31日」とする。
- 3 前項の資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の規定の適用については、同条中「保証人が連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」とあるのは「印鑑証明書」とする。
- 4 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する資金の貸付けに係る第6条第2項第2号の規定の適用については、同号中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

(以下略)

6-3 北茨城市災害見舞金等支給条例

昭和46年6月30日

条例第25号

最終改正 昭和61年条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害を受けたときに罹災者又は葬祭を行う者に対して、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金」という。）を贈り、市民の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(災害の種類)

第2条 災害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 風水害
- (3) 震災
- (4) その他の自然災害で市長が特に認めたもの

(対象者)

第3条 見舞金等を贈る対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住する者とする。

(見舞金等の額)

第4条 見舞金等の額は、別表のとおりとする。ただし、市長は、対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、見舞金等を減額し、又は贈らないことができる。

- (1) 故意の行為によるとき。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。

(見舞金等の返還)

第5条 市長は、既に見舞金等を受けた者で、前条ただし書の規定に該当すると認める場合は、その全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(以下略)

6-4 北茨城市災害見舞金等支給条例施行規則

昭和46年7月1日
規則第12号
最終改正 令和4年規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、北茨城市災害見舞金等支給条例（昭和46年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被害の判定基準)

第2条 条例第2条に規定する災害による被害の判定基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡とは、災害発生後6箇月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。

(2) 住家の損壊、流失したものとは、次に掲げるものをいう。

ア 全焼、全壊又は流失

住家の損壊、滅失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達した程度のも又は延床面積の7割に達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

イ 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの

(3) 床上浸水とは、前2号に該当しない場合であって、浸水が、その住家の床以上に達した程度のも又は砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができなくなったものをいう。

(4) 床下浸水とは、住宅の浸水が前号に該当しない程度のものをいう。

(手続等)

第3条 条例第4条の規定により災害見舞金を受けた者が、前条第1号に該当することとなったときは、弔慰金と既に受けた災害見舞金との差額を贈るものとする。

2 前項の規定による弔慰金を受けようとする者は、北茨城市災害見舞金（弔慰金）申請書（別記様式）に診断書を添えて、市長に提出しなければならない。

(以下略)

6-5 北茨城市災害特別融資利子補給金交付要項

昭和52年12月26日

告示第21号

最終改正 平成22年告示第92号

(趣旨)

第1条 この要項は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害により被災した市内に住所を有する事業所、事務所、営業所及び労働者に対し、利子補給金を交付することについて、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給対象、期間等)

第2条 市は、災害復旧のための運転資金、設備資金及び生活資金の借入者に対し、利子補給金を交付するものとする。

2 利子補給金を交付する期間は、運転資金及び生活資金については3年以内とし、設備資金については5年以内とする。

3 利子補給金の補給率は、3パーセント以内とする。ただし、末端金利が3パーセント以下の場合には、利子補給金を交付しないものとする。

(取扱い金融機関)

第3条 取扱金融機関は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、常陽銀行磯原支店、常陽銀行大津支店、筑波銀行磯原支店、水戸信用金庫磯原支店及び茨城県信用組合大津支店並びに中央労働金庫磯原支店（以下「各金融機関等」という。）とする。

(委託契約)

第4条 市は、各金融機関等と利子補給事務委託契約を結ぶものとする。

(融資条件)

第5条 貸付金額、貸付期間、貸付利率、貸付方法、返済方法、担保及び保証人については、各金融機関等の所定による。

(申込み受付期間)

第6条 申込みの受付期間は次のとおりとし、それぞれ直接各金融機関等に申し込むものとする。

(1) 市内の金融機関 災害発生の日から3月以内

(2) 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫 それぞれの定める期間

(添付書類)

第7条 申込みをする者（以下「申請者」という。）は、市長が発行する罹災証明書を添付しなければならない。

(認定通知書の交付)

第8条 市長は、申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、当該金融機関を経由して、申請者に対し、別に定める認定通知書を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市と各金融機関等との協議により別に定める。

(以下略)

7 様式集

7-1 発信表

発信者氏名	発信先機関名	受信者氏名	本部長確認
氏名		氏名	
TEL		所属	
北茨城市災害対策本部（送）第 号 年 月 日 時 分			
(指令・要請・報告・その他)			
件 名			
本文			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

7-2 配備要員名簿

年 月 日現在

部 班

部長名 ()			代理部長名 ()		
所属部	自宅電話	その他	所属部	自宅電話	その他

班長名 ()		代理班長名 ()		代理班長名 ()	
所属部署	自宅電話	所属部署	自宅電話	所属部署	自宅電話

配備	氏名	所属部署	自宅電話	氏名	所属部署	自宅電話
第1 配備 まで の 要員						
第2 配備 まで の 要員						
第3 配備 まで の 要員						

※優先連絡系統：第1→、第2→、第3→、第4-->

7-3 参集者名簿

所属名 部 課・班

NO	氏名	参集時間	自宅、参集途上等の状況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

7-4 配備報告書

部 課・班

No.	職 名	氏 名	動 員 日	登庁時刻	勤務内容	勤務場所	備 考
				退庁時刻			
1			月 日	時 分			
				時 分			
2			月 日	時 分			
				時 分			
3			月 日	時 分			
				時 分			
4			月 日	時 分			
				時 分			
5			月 日	時 分			
				時 分			
6			月 日	時 分			
				時 分			
7			月 日	時 分			
				時 分			
8			月 日	時 分			
				時 分			
9			月 日	時 分			
				時 分			
10			月 日	時 分			
				時 分			
11			月 日	時 分			
				時 分			

7-5 り災証明書

○太わく部分をご記入ください。

申請者	住所							
					電話 () -			
	(現在の連絡先)							
					電話 () -			
り災者氏名	(フリガナ)							
	氏名 (り災者と同じ場合は記載不要です。) 印							
り災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
			男・女	. .			男・女	. .
			男・女	. .			男・女	. .
			男・女	. .			男・女	. .
			男・女	. .			男・女	. .
り災場所申請資格建物の用途	<input type="checkbox"/> 持家居住者 <input type="checkbox"/> 借家居住者 (所有者名:) <input type="checkbox"/> 貸家家主					<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅 ()		
り災建物の所在地								

り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損
	<input type="checkbox"/> 流失	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	
り災原因	年 月 日 発生した			
	による。			

上記の通り相違ないことを証明します。

第 号

年 月 日

北茨城市長

印

(裏面)

り災証明について

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）かおる場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

この証明は、原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。

7-6 り災届出証明交付申請書

申請者	住所			
	氏名	印	り災者との関係	

下記の内容について証明願います。

り災日時	年 月 日 時 分 ごろ
り災場所	北茨城市
り災者氏名	
り災者住所	
届出の内容	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明する。

第 号

年 月 日

北茨城市長

印

7-7 被害認定基準

被害の種類	基準
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(注4) 全壊、半壊：被害認定基準による。

(注5) 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

(注6) 中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

(注7) 準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

7-8 被害等の記録・処理票

整理番号

記録日時	月	日	午前・午後	時	分
報告者	氏名		電話		
	住所	(市や防災関係機関職員の場合は所属名)			
被害状況	(情報源、事実確認、緊急対応の必要性等に留意)				
附近見取図 (目標)					
対応状況					

受信者	現場調査 担当	未処理票 保管担当	資材担当	輸送担当	現場担当	処理済票 保管担当	本部長

未
処
理

7-9 火災・災害等即報の様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (郡・市・町・村)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他							
出火場所								
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分				
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所			出火原因					
死傷者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた理由				
	負傷者 重症		人					
	中等症		人					
	軽症		人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積					
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	} 計	棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼	棟				建物焼損表面積	m ²
		部分焼	棟				林野焼損面積	ha
		ぼや	棟					
り災世帯数			気象状況					
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人				
	消防団		台	人				
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台機	人				
救急・救助活動状況								
災害対策本部等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気 象 状 況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人数	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台人		
		消 防 団	台人		
		消防防災ヘリコプター	機人		
		海上保安庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）	
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）		
不明	人			
救助活動の要否				
要 救 護 者 数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等の 設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
						一部破損		棟	未分類	棟
119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること)								
	自衛隊派遣要請の状況									

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

（避難情報の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県		区		分		被 害		区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村			
災害名 報告番号	災害名 報 (月日時現在)	田	流失・埋没	ha			公立文教施設	千円									
			冠水	ha			農林水産業施設	千円									
報告者名		畑	流失・埋没	ha			公共土木施設	千円									
			冠水	ha			その他の公共施設	千円									
区的被害	死者 うち災害関連死者 行方不明者 負傷者 重傷 軽傷	人	文教施設	箇所			小計	千円									
			病院	箇所			公共施設被害市町村数	団体									
住家被害	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水	棟 世帯 人	道路	箇所			農業被害	千円									
			橋りょう	箇所				林業被害							千円		
その他	河川 港湾 砂防 清掃施設 崖くずれ 鉄道不通 被害船舶	箇所	河川	箇所			畜産被害	千円									
			港湾	箇所				水産被害							千円		
災害の概況	水道 電話 電気 ガス ブロック塀等	戸 回線 戸 戸 箇所	砂防	箇所			商工被害	千円									
			鉄道不通	箇所				その他							千円		
応急対策の状況	被災船舶 水道 電話 電気 ガス ブロック塀等	隻 戸 回線 戸 戸 箇所	被災船舶	隻			被害総額	千円						119 件			
			水道	戸				災害の概況									
消防機関等の活動状況	電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀 等	回 線 戸 戸 箇 所	電 話	回 線													
			電 気	戸											消防機関等の活動状況		
目撃隊の災害派遣	ガ ス ブ ロ ッ ク 塀 等	戸 箇 所	ガ ス	戸													
			ブロック塀等	箇所											（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）		
その他	床上浸水 床下浸水	棟 世帯 人	床上浸水	棟 世帯 人													
			床下浸水	棟 世帯 人											り災世帯数	世帯	
公共建物	その他	棟 棟	公共建物	棟													
			その他	棟											り災者数	人	
火災発生	その他	棟 棟	火災発生	棟													
			その他	棟											建物	件	
その他			建物	件													
															危険物	件	
															その他	件	
		計												団体			
														119 件		番 通 報 件 数	

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、たとえば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

7-10 自衛隊災害派遣の様式

		第	号
		年	日
茨城県知事	様		
		北茨城市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼 します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

		第	号
		年	日
茨城県知事	様	月	
			印
		北茨城市長	
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）			
年	月	日	付
号で依頼したこのことについて、下記のとおり依頼派遣 部隊の撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収日時	年	月 日 時 分
2	撤収理由		
3	その他必要事項		

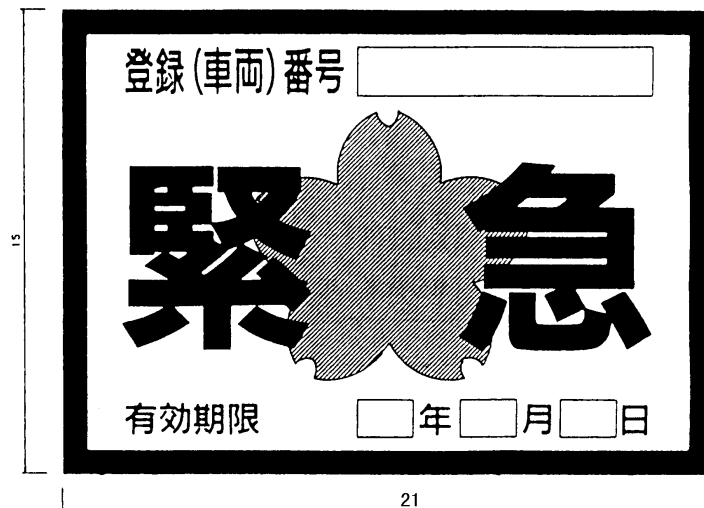
7-11 緊急通行車両の様式

証明書の様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	
		茨城県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出発地	目的地
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする

緊急通行車両通行標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

7-12 物品受け払い簿

No. /

施設名		担当職員名				
品名		単位呼称				
受取日	摘要欄	受入数	払出数	現在残	扱者	備考欄

- (注) 1 品目ごとに作成する。
2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

7-13 義援金領収書

義 援 金 領 収 書	
	No.
金額	¥

以上のとおり受領いたしました。

年 月 日

殿

北茨城市災害対策本部長

北茨城市長

㊟

北茨城市地域防災計画

【資料編】

令和6年3月改定

北茨城市防災会議

〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630

電話： 0293-43-1111（代表）